

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

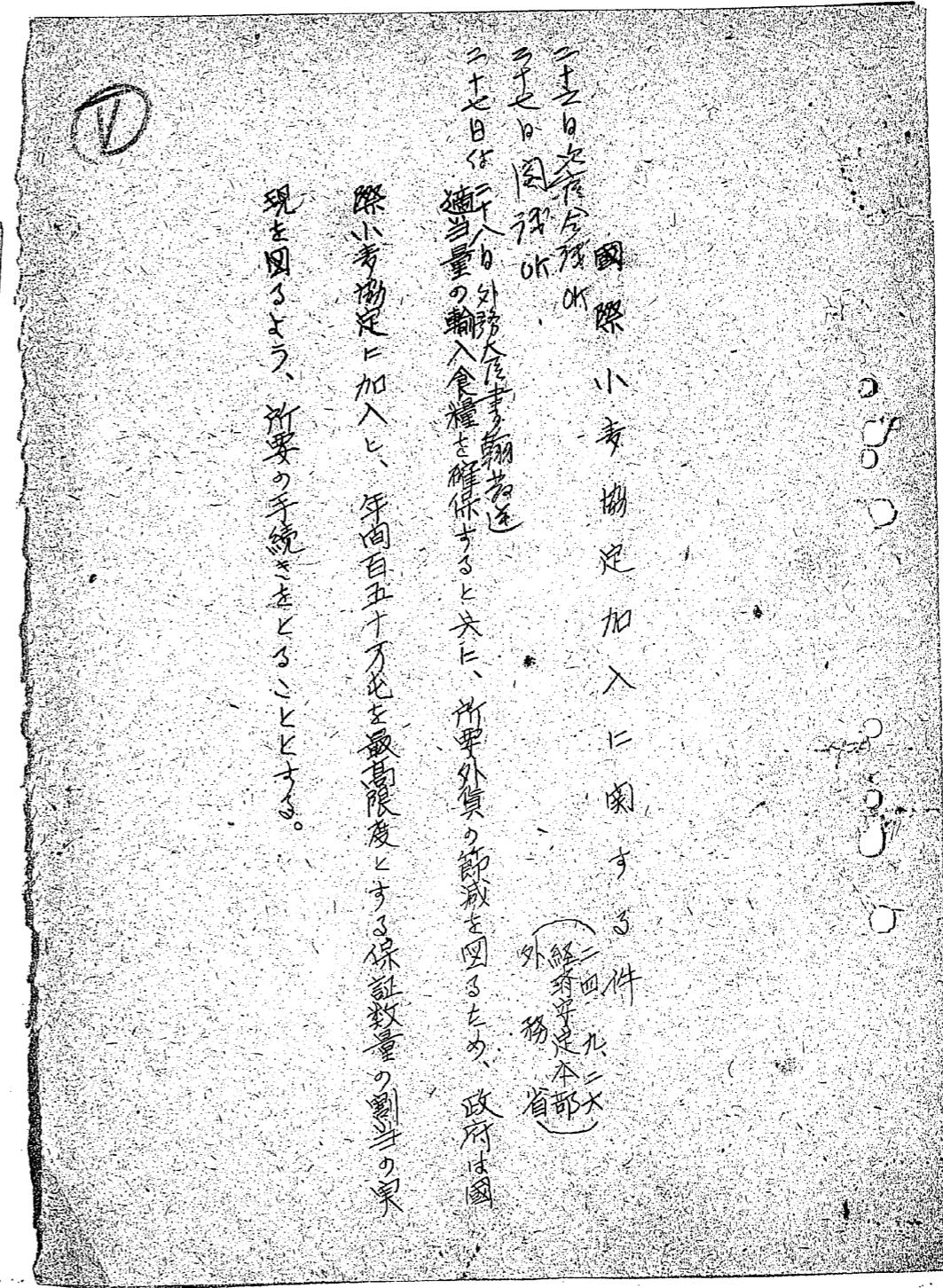
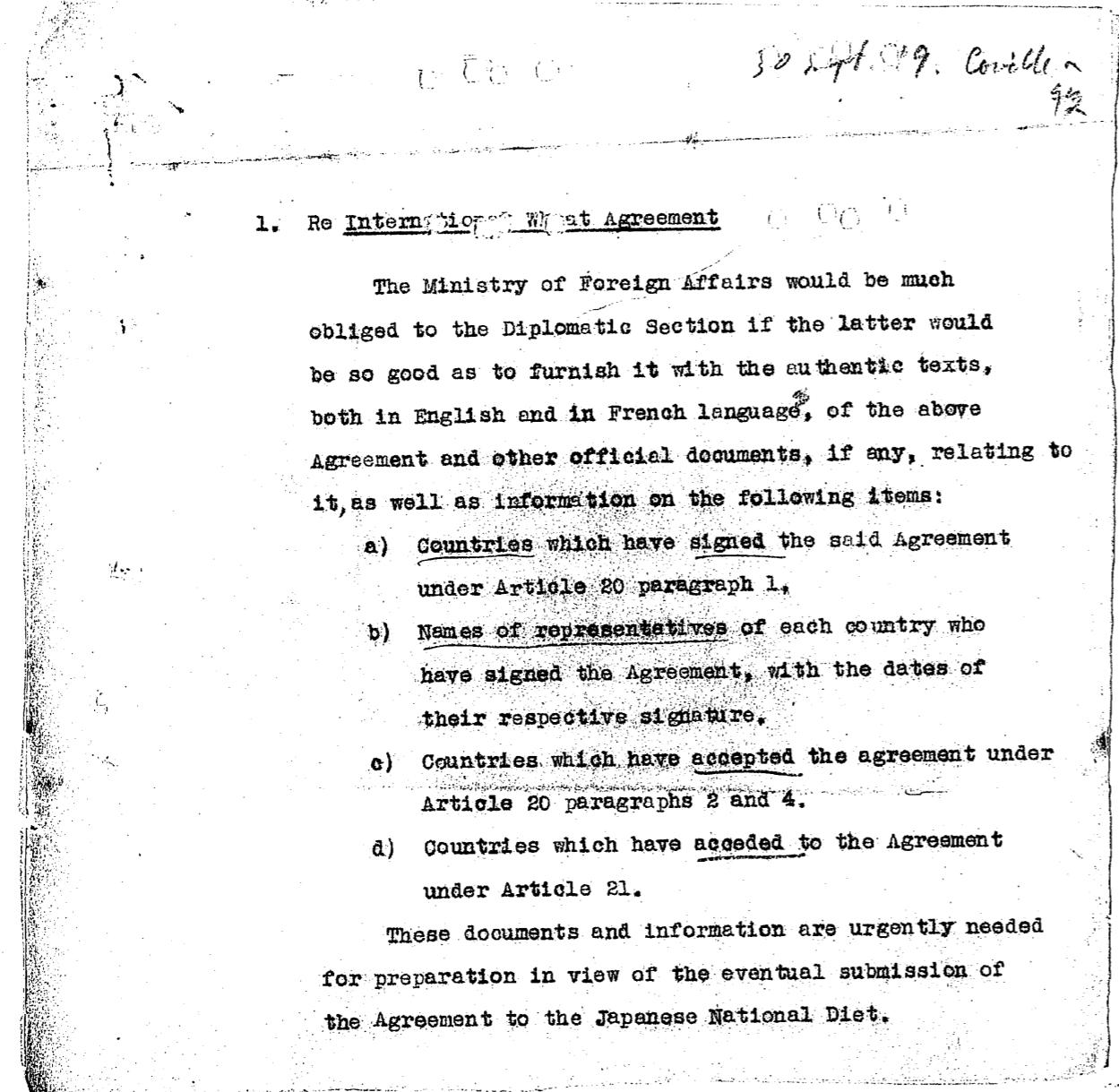
RB'-0140

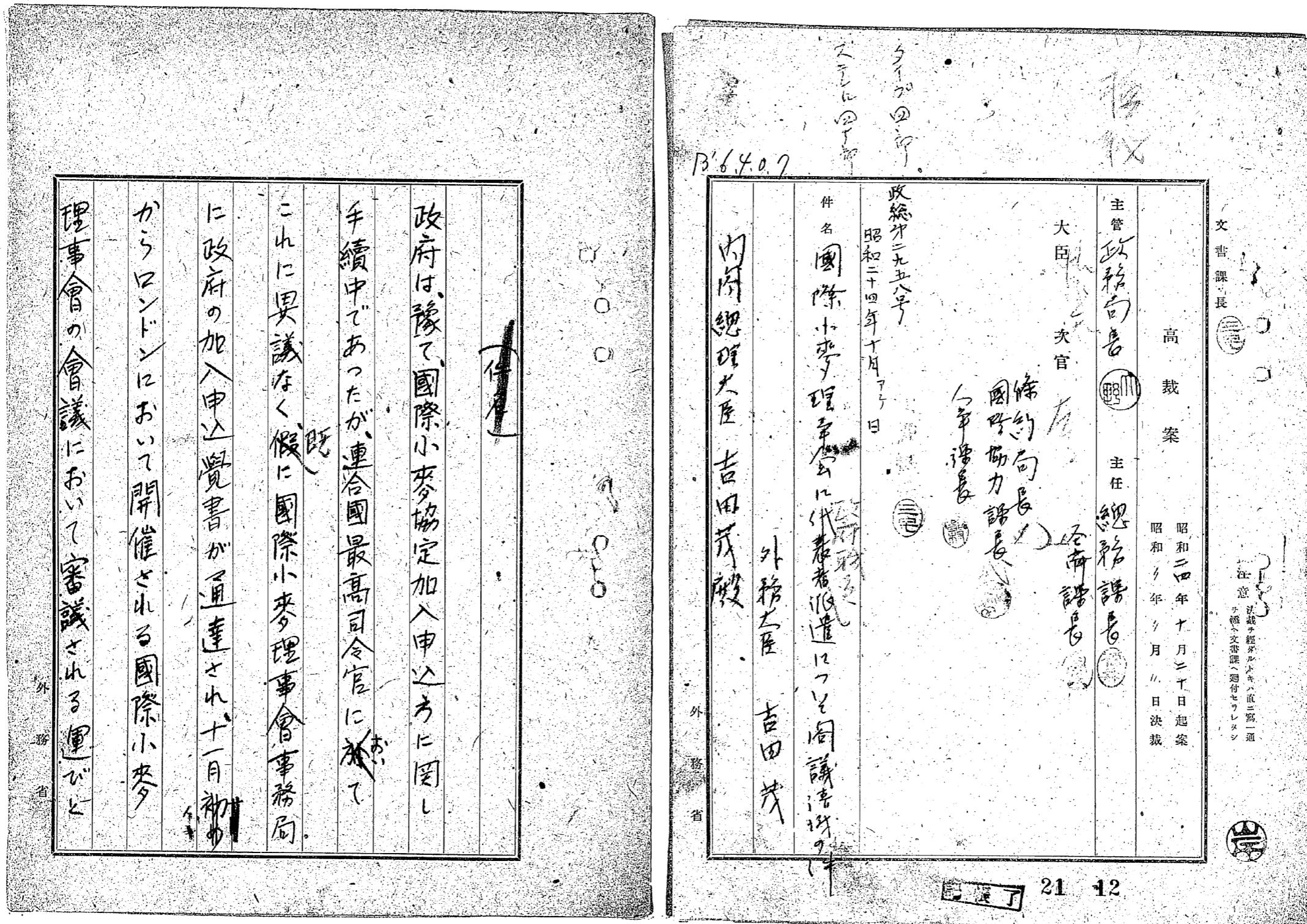
0240

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan





RB'-0140

0242

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

参考
一、国際小麦協定は、九四九年八月一日以降四年間、
公平に(21日)安定した價格で一定量の小麦を
貿易することを規定し、これによつて世界小麦市場
における取引價格及び数量の長期的な安定
を計るうとするものであつて、本年四月、米国、カナダ
等五ヶ国の輸出國と、英國、イタリ、印度等三十七ヶ国

外務省
大使館參事官　寺岡洪平
圖るため、左の者を代表者として派遣する所
と致し、閣議上求めらる。

二、本會議に連合國最高司令官の代表者として左の司令部側関係者が派遣せられる
ことになつてゐる。

（会計課長）
経済科學局、價格及び配給部會計課長
エッチ・エフ・スマス氏

外務省

の輸入国によつて調印され七月一日、その効力を發生したものであつて我が國の加入に關しては九月二十七日開闢議決定を見た。
本協定への加入が認められるためには十一月開催の國際小麥理事會において輸出國輸入國の承認されることが必要である。
それよりの投票權數の三分之二以上をもつて
外務省

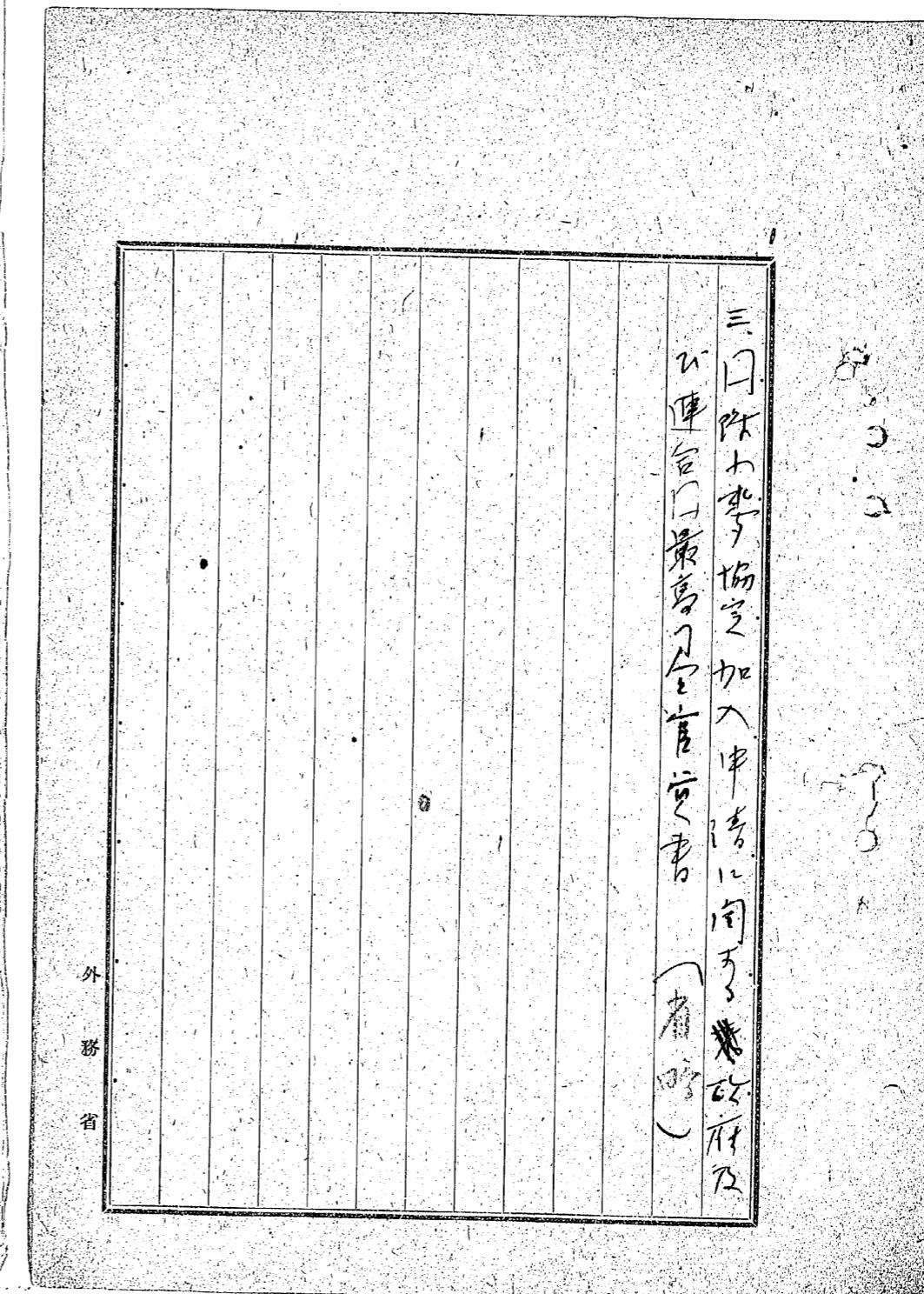
"The international wheat council resolves that the government of Japan may accede to the international wheat agreement through the intermediary of the Supreme Commander of the Allied Powers on the following conditions:

- (1) That the Supreme Commander of the Allied Powers during such part of the 4 year term of the agreement as he continues to function in Japan will in addition to the government of Japan join in the agreement to purchase annually the quantity of wheat approved by the council.
- (2) That, during such period, ~~the Japanese government, with assistance of~~ ^{as a full member, exercise} behalf of Japan, exercise the privileges and discharge the responsibilities of participation in the wheat agreement, including voting in the international wheat council the executive committee and the advisory committee on price equivalents.
- (3) That should the Supreme Commander cease to function in Japan during the 4 year term of the agreement, Japan shall ~~succeed to the~~ ^{discharge the} privileges and responsibilities of participation in the wheat agreement for the remainder of the term."

米穀の購入と貯蔵の方法
修正案。若田松吉用紙

7/2/52

外務省



RB'-0140

0245

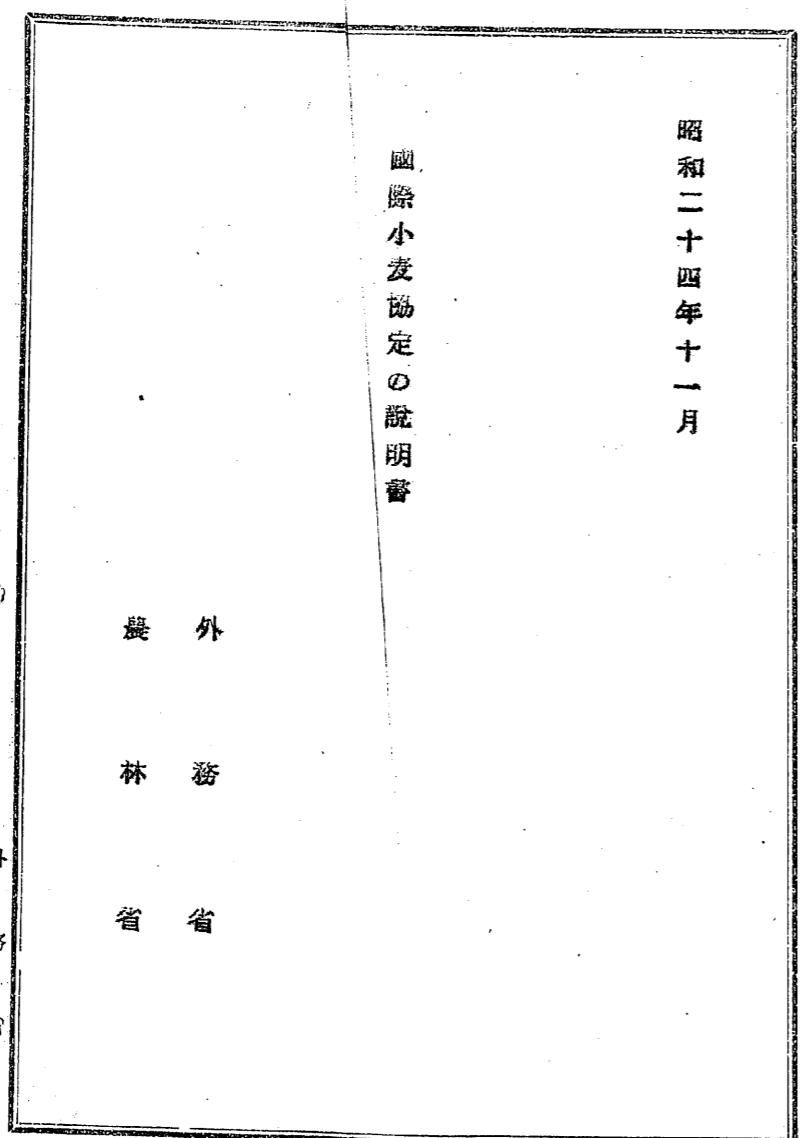
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



"The international wheat council resolves that the government of Japan may accede to the international wheat agreement through the intermediary of the Supreme Commander of the Allied Powers on the following conditions:

- (1) That the Supreme Commander of the Allied Powers during such part of the 4 year term of the agreement as he continues to function in Japan will in addition to the government of Japan join in the agreement to purchase annually the quantity of wheat approved by the council.
- (2) That, during such period, the Supreme Commander will, on behalf of Japan, exercise the privileges and discharge the responsibilities of participation in the wheat agreement, including voting in the international wheat council the executive committee and the advisory committee on price equivalents.
- (3) That should the Supreme Commander cease to function in Japan during the 4 year term of the agreement, Japan shall succeed to the privileges and responsibilities of participation in the wheat agreement for the remainder of the term."

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RB'-0140

0246

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

第一章 序 説	一
第二章 協定の逐條説明	一
第一節 総 則	一
第二節 権利義務	一
第三節 保証数量の調整	一
第四節 運 費	一
第五節 最終規定	一

一八
一三
一一
一

第一章 序 説

「小麦に関する最初の国際協定は、千九百三十三年八月ロンドンで締結されたが、これは千九百三十五年事実上廢棄された。その後、今次大戦中小麦に重大な損害關係をもつ各國間に、主として被戦災國における小麦獲得の困難を國際的に救済することを目的として、小麦の貯藏を計画する國際小麦理事会が設けられ、同理事会は、戦後においても食糧を緩けていた。戦後世界の食糧は、一時極度の不足に陥つたが、漸次回復して来た。このような情勢を背景として、千九百四十七年小麦に関する國際協定の草案がまとまり、千九百四十八年には参加國全部が調印した協定が一旦成立したが、結局各國の承認をえず、千九百四十九年三月ワシントンにおいて改めて一の協定が作成された。これが現行のワシントン国際小麦協定と呼ばれるものである。

「この協定は、既に千九百四十九年八月一日起から關係國の間に完

全に効力を生じてゐる。その目的とするところは、千九百四十九年八月一日以降四箇年間公正にして安定した価格で一定量の小麦を國際的に売買することを約束し、これによつて世界小麦市場における取引価格及び数量の安定を計らうとするにある。協定は、米國・カナダ等五箇國の輸出國へソ連及びアルゼンチンを含まない」と英國・イタリア・インド等五十六箇國の輸入國によつて署名され、千九百四十九年十月直ちに四輪當國と二十八輸入國が承認してゐる。

この協定によつて取引される小麦の量は、毎年約千二百万吨に及び、最近の世界小麦取引年間總量の約二分の一に當る。従来わが國は、國際間の小麦協定に參加したことにはなかつた。しかしながら、終戰以來食糧の甚しい不足を補うために毎年大量の小麦を輸入してゐるので、公正にして、安定した価格でその輸入を確保する事が難ましく、他國近い将来國・小麦課代一千八輸入國が承認してゐる。

つて大量の外米を輸入しうる公算も少い。

よつて政府は、國際小麦協定に加入することを得策と認め、千九百四十九年十月連合國総司令部を通じ國際小麦理事会事務局に對し、協定加入の希望を申出ると共に、十一月一日からロンドンで開催された理事会会合に係官を派遣した。理事会は、十一月一日わが國の加入希望を承認したので、協定第二十一條に從い正式にわが國の加入書を承認したので、協定第二十一條に加入について國会の承認を求める次第である。

四なお、ロンドン小麦理事会において、わが國の小麦買入保証数量は、一万トンと定められた。右は千九百四十九年度に必要なとする食糧輸入数量の割合に相当し、我が國は今後四年間右の数量の小麦の買入を保証される外、右の数量以上の小麦を協定に定められてゐる最高價格で買つたとしても、現在の市価に比しトン当たりドル一セント安く買ひ得けうることとなり、

これによつて、食糧輸入に充當される外貨は、初年度において
約一億ドルの節約を見ることとなる次第である。

4

外務省

第二章 協定の逐條説明

この協定は、前文及び五部二十三條並びに末文から成つてゐる。
その内容は、概略次のとおりである。

第一節 総則

この協定は、總則において、協定の目的及び協定中の用語の定義を定めている。

「目的」(前文及び第一條)

この協定はその前文においてのべられてゐるとおり、「小麦の重圧的過剰及び破局的な不足が生産者及び消費者に與える深刻な困難を克服しよう」として締結されたものであるが、その直接的目的としては、「公正な安定した価格で、輸入國に小麦の供給を、輸出國に小麦の市場を、確保すること」が掲げられている。

5

外務省

RB'-0140

0249

『用語の定義（第二條）

協定中に使用された語句の定義のうち、注意すべきものとしては、次のものがある。

1、ブッシュル
ブッシュルは、一般に容積の単位であつて重さの単位ではないのであるが、この協定では、一ブッシュルを常衡六十ポンドすなわち約二十七キログラム二二としている。

2、收穫年度
一般には八月一日から翌年七月三十一日までの期間である。但し第七條在庫量についてでは、輸出三國についてのみこれと異なる收穫年度が採用されている。

3、重量換算率
計算上小麦粉と小麦粒との換算率は一般の場合七十二割百と定められている。

第二節 権利義務

この協定の当事国は、(1)貿易及保証数量の統計外務省

「保証数量（第三條）

この協定の当事国は、買入又は売渡の保証数量をそれぞれ定められて、いる。小麦の輸入國にとつては、保証数量は、一面において、その数量までは最高価格で買入れることを保証される。この規定は協定の主要な内容をなすものであつて、その大要は次のとおりである。

「保証数量（第四條）

この協定の当事国は、買入又は売渡の保証数量をそれぞれ定められて、いる。小麦の輸入國にとつては、保証数量は、一面において、その数量までは最高価格で買入れることを保証される。この規定は協定の主要な内容をなすものであつて、その大要は次のとおりである。

「保証数量（第五條）

保証数量の一部となるべき小麦の取引は、各國からの報告に基き、理事会が收穫年度別及び各國別に記録する。

取引された小麦の数量が保証数量の一部となるためには、それが価格その他の点でこの協定に定めた條件に従うものであることを必要とする。

三 権利の行使（第五條）

輸入國が小麦の買入を希望するにもかかわらず、市価その他の関係で、協定に定めた條件での買入ができないときは、理事会の援助を要請することができる。

右の要請によつて、理事会は、輸出國に対し勧誘その他の措置をとり、それが成功しなじときは、必要な決定を行い、小麦の輸出を確保する。

輸出國が小麦の壳瀬を希望する場合には、この関係が逆になるわけである。

四 価格（第六條）

第六條は、協定に従つて売買される小麦の各收穫年度の最高

外務省

及び最低基準価格を定めてゐる。基準価格は、米ドルと等価のカナダドル（現在のカナダドル平価はそれより約一割切下されている。）で一九四九—五〇年度においてそれぞれ一・八〇ドル及び一・五〇ドルとされてゐるが、この場合、小麦の市価が一・八〇ドル以上であれば輸入國にとつて有利となり、一・五〇ドル以下であれば輸出國にとつて有利となるわけである。

最高基準価格の場合には、カナダ市場における取引価格が、また最低基準価格の場合には英國市場における取引価格がそれ標準とされ、これに相應する各國の最高及び最低相当価格は、基準価格に運賃、保険料及び品質差に基く補正を行つて定められる。なお相当価格がまだ定められていない小麦の種類については、当分の間、それと類似のものの最高及び最低基準価格に適当な割増及び割引をした価格が採られる。

各國の國內農業政策及び價格政策は、協定の最高價格と最低

外務省

価格との間で小麥價格の自由な変動を妨げるようにな選用されないように努力が拂われてゐる限り、拘束を加えられるものではなき。

在庫量（第七條）

輸入國に対する小麦の供給を確保するため、輸出國は各年度末において、小麦の充分な在庫量を維持するよう努めする義務を負う。

輸入國は、年度初め及び年度末における小麦の不釣合を買入を避けるため、常に充分な在庫量を維持するよう努めする義務を負う。

情報（第八條）

輸出國も輸入國も理事会の必要とする情報を提供する義務を負う。

第三節 保証数量の調整

協定に定められた保証数量を変更することができる場合としては、(1)参加予定國の不参加又は参加國の脱退の場合、(2)不作の場合又は國際收支の均衡著しくは通貨準備の維持が必要な場合、(3)輸出國及び輸入國が同意する場合、及び(4)緊急の必要のため追加買入を行う場合の四つが認められている。

不参加又は脱退の場合の調整（第九條）

協定に参加することを予定された國の不参加又はすでに参加している國の脱退若しくは除名等のため、輸出國及び輸入國の保証数量の合計が一致しなくなつたときは、保証数量を調整する必要が起る。この調整は通常、両合計の差を、その多い方に属する各國にあん分して削減することにより行われる。

不作の場合又は國際收支の均衡著しくは通貨準備の維持が必要である場合の調整（第十條）

輸出國が不作のため保証数量の充渡ができるないとき、及び輸入國が國際收支の均衡若しくは通貨準備の維持の必要上協定の義務の履行ができないときには、理事会の決定をへて保証数量の削減を受けることができる。

その手續としては、まずなるべく保証数量全体に減少を生ぜしめない方法で解決するための努力が拂われるが、止むをえない場合に従あん分によつて削減する。

三 同意による保証数量の増加（第十一條）

理事会は、保証数量について特定の輸出及び輸入國の間で同意があれば、その増加を承認することができる。

四 緊急の必要の場合の追加買入（第十二條）

輸入國の緊急の必要をみたすため、他の輸入國の保証数量を削減して、それだけ該輸入國が小麦の追加供給を受けることができるよう規定されている。

第四節 運営

一 理事会（第十三條）

A・構成

この協定を運営する最高の機関は、國際小麦理事会である。理事会の構成員は、協定に参加している各輸出國及び輸入國であるが、その他の國及び國際又は政府機關も投票権をして代表者を送ることを認められる場合がある。

B・権限及び任務

理事会は、手續規則の制定、記録の保管、年次報告の公表その他の権限及び任務をもつ。また千九百四十二年六月に設けられた國際小麦理事会の記録、資産及び負債を引き継ぐことができる。

C・投票

輸入國全體及び輸出國全體は、各千票づつをもち、各國は

それぞれの保証数量に応じて、あん分した票数をもつ。協定義務の不履行の場合には、投票権が失われ、その票は他の國に分配される。理事会の決定は、一般の場合には投票の過半数をもつて行われる。

D・会議

理事会は半期ごとに開かれる。その他に特別に招集される場合もある。

E・定足数

理事会の会合を開くためには、輸出國および輸入國の票数のそれぞれ過半数を有する代表の出席を要する。

F・所在地

所在地は、理事会が決定する。現在の仮所在地はロンドンである。

G・法律行為能力

外務省

理事会は、各輸出國及び輸入國の領域内で、この協定による任務の遂行のために必要な法律行為能力をもつ。

H・決定

各輸出國及び輸入國は、理事会の行つた決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束している。

I・執行委員会（第十四條）

理事会の下に執行委員会が設けられる。この委員会は選挙された三輸出國及び七以内の輸入國から構成され、輸入國・輸出國双方の票数は同数である。執行委員会は、協定に定められ又は理事会が委任した権限・任務を有する。

J・相当価格諮問委員会（第十五條）

理事会の下に、各國の最高及び最低相当価格を決定することについて理事会に助言するため、相当価格諮問委員会が設けられる。輸出及び輸入各三國によつて構成される。

外務省

16

四、事務局（第十六條）

理事会の下に、事務局長及び事務局が置かれる。

五、会計（第十七條）

協定の運営に必要な費用は、当事國の年次分担金で支弁される。理事会は毎年翌年度の各國分担金及び予算を定める。各國は、分担金の割当後一年以内にこれを支拂う義務があり、これを支拂わないときは投票権を失う。

六、他の政府間機関との協力（第十八條）

理事会は、国際連合の諸機関及び他の政府間機関との協議及び協力に必要な取扱をする。この協定の内容が国際連合関係の機関が定める政府間商品協定についての要件と抵触する場合には、この協定の改正が、理事会から各國に勧説される。

七、紛争及び苦情（第十九條）

理事会は調査によって紛争又は苦情についていた旨を示す。

外務省

外務省

17

ある國が協定に違反した旨の判定を行うためには、輸出國及び輸入國のそれぞれの過半数の票を必要とする。
協定に違反した國は、投票権を奪われ、又は協定から排除されることがある。

RB'-0140

0255

第五節 最終規定

一 署名、受諾及び効力の発生（第二十條）

協定は、千九百四十九年四月十五日まで、参加各國政府の署名のために開かれていた。同日後にバラグアイ國を除くすべての輸入及び輸出國が署名した。但しベル一國は第三條附表Aに掲げられた二十万メートル・トンの買入保証数量を十五万メートル・トンに變更すべき旨の留保を付して署名した。

署名後、各國は、憲法上の手續に従つて受諾を行つことになつてゐる。千九百四十九年七月一日までに、買入保証数量の七八一百分以上及び売渡保証数量の八十八一百分以上について責任をもつ各國が、米國政府に受諾書を寄託したので、協定はその日から一部効力を生じ、八月一日から全面的に効力を生じた。

千九百四十九年十月十二日現在、まだ受諾書を寄託していない

外務省

18

二 加入（第二十一條）

理事会は、輸出國及び輸入國のそれぞれの投票の三分の二によつて、協定当事國以外の政府の認定への加入を承認すること及びその條件を定めることができる。加入はアメリカ合衆國政府に加入書を寄託することによつて行われる。日本の加入の場合、この條項が適用されるわけである。

三 存続期間、改正、脱退及び終了（第二十二條）

外務省

19

RB'-0140

0256

この協定の有効期間は、千九百四十九年八月一日から四年間である。協定の終了以前に、協定の更新に関する勧告が各國に通報される。

理事会は、協定の適用を妨げる事態が生じたときは、その改正を勧告することができる。協定の改正は、輸出及び輸入國のそれぞれの票の三分の二以上をもつ國々の受諾により効力を生ずる。

改正を受諾しない國は、協定から脱退することができる。しかし脱退した場合も、当該收穫年度末までの義務を免れることはできない。

また、敵対行為の発生によつて自國の安全が危くされたと認める國は、三十日の予告をもつて脱退することができる。

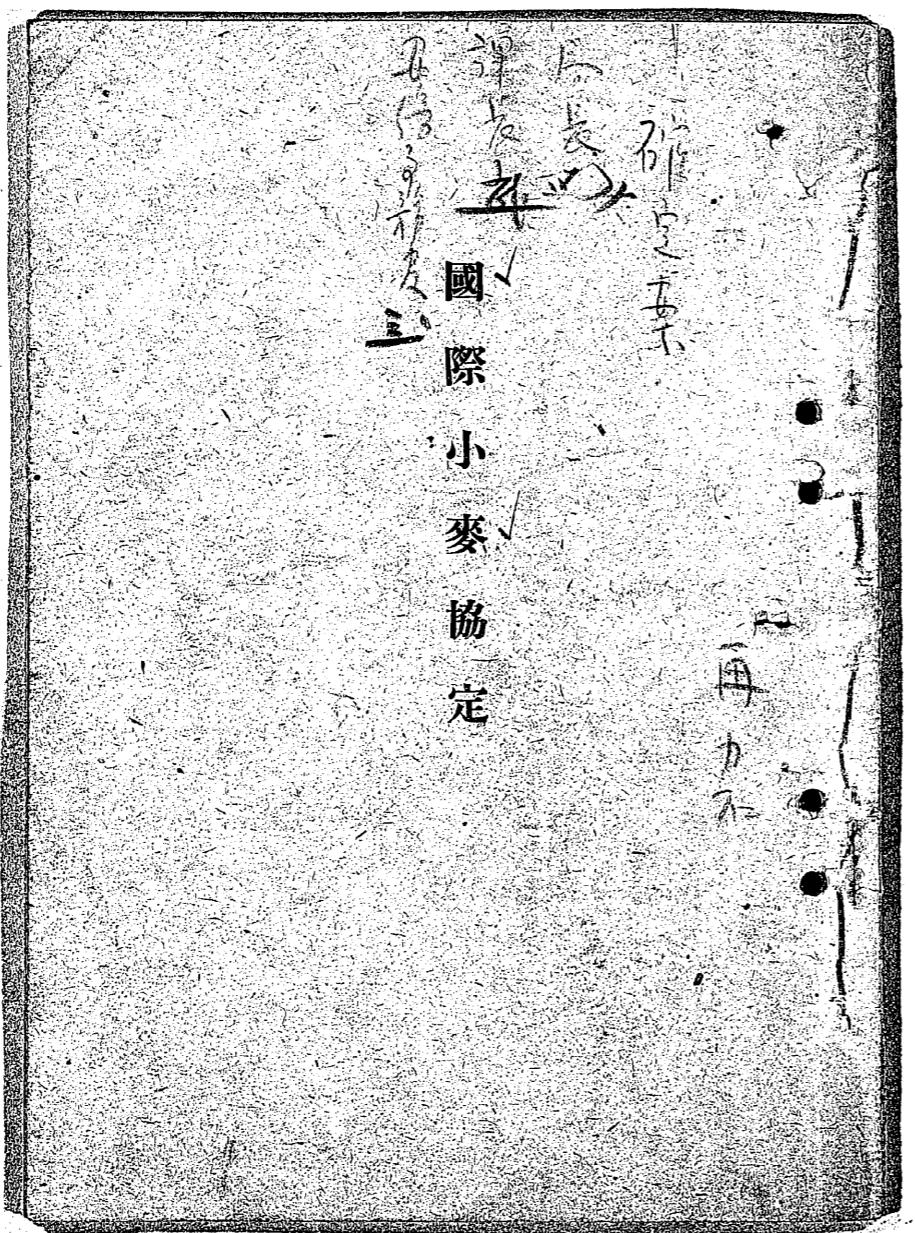
四 地域的適用（第二十三條）

ハズレの政府も、自己が外交關係について責任を有する海外

領土にこの協定が適用されなければ適用される旨をいつでも宣言することができる。

五 協定の正文（本文）

この協約の正文は、英語及びフランス語である。原本は米國政府に寄託される。



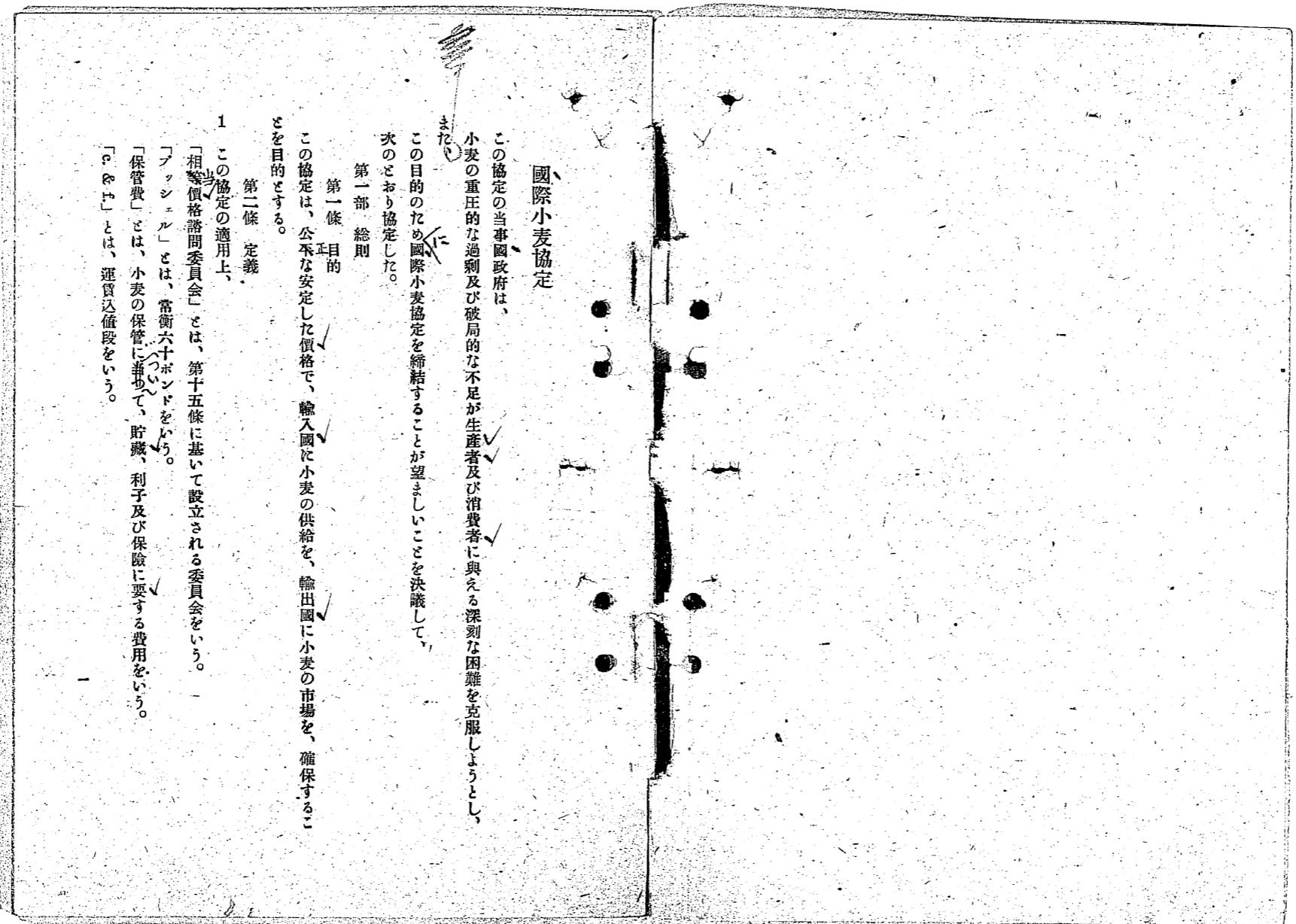
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RB'-0140

0258

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



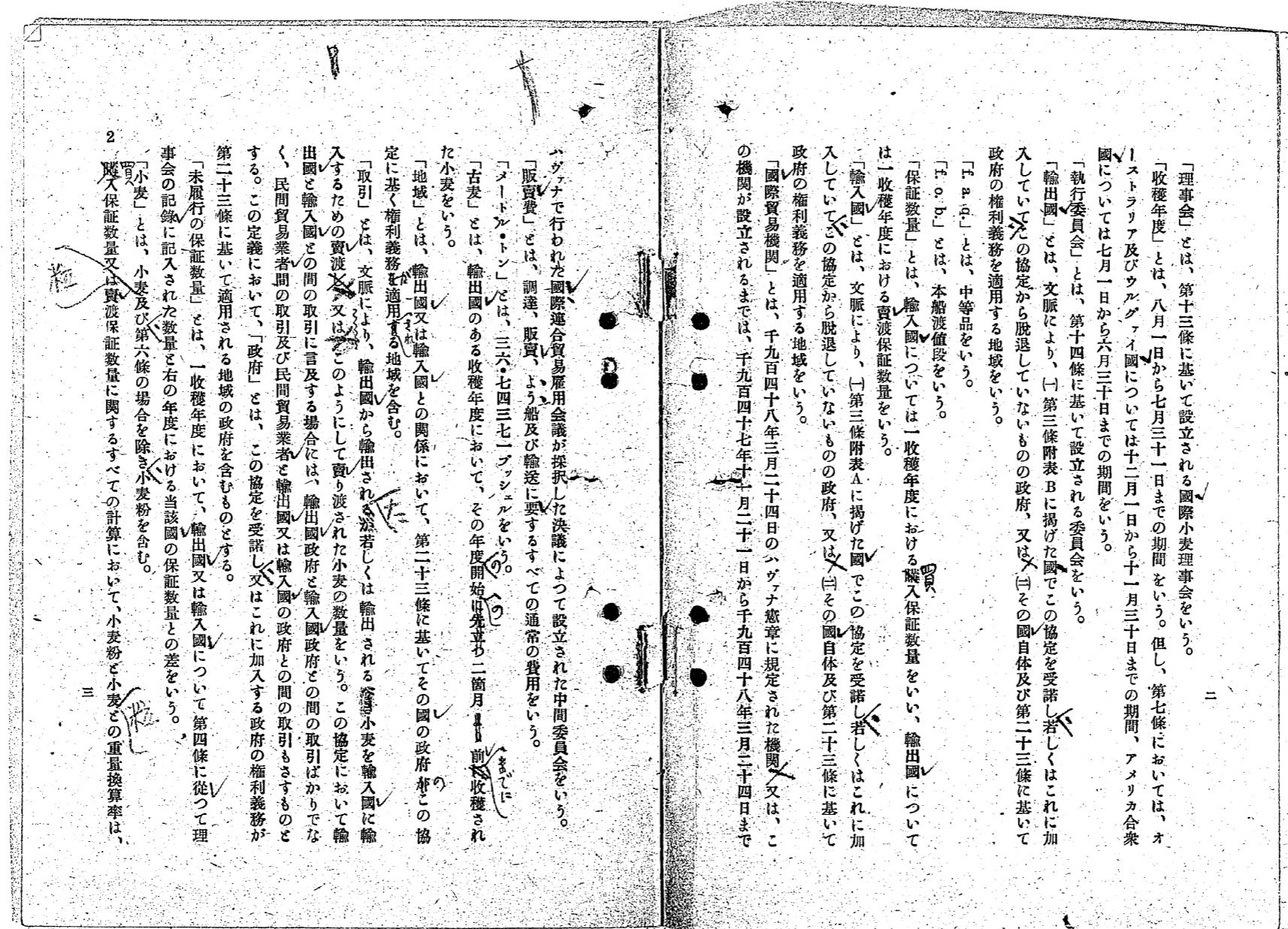
外交史料館

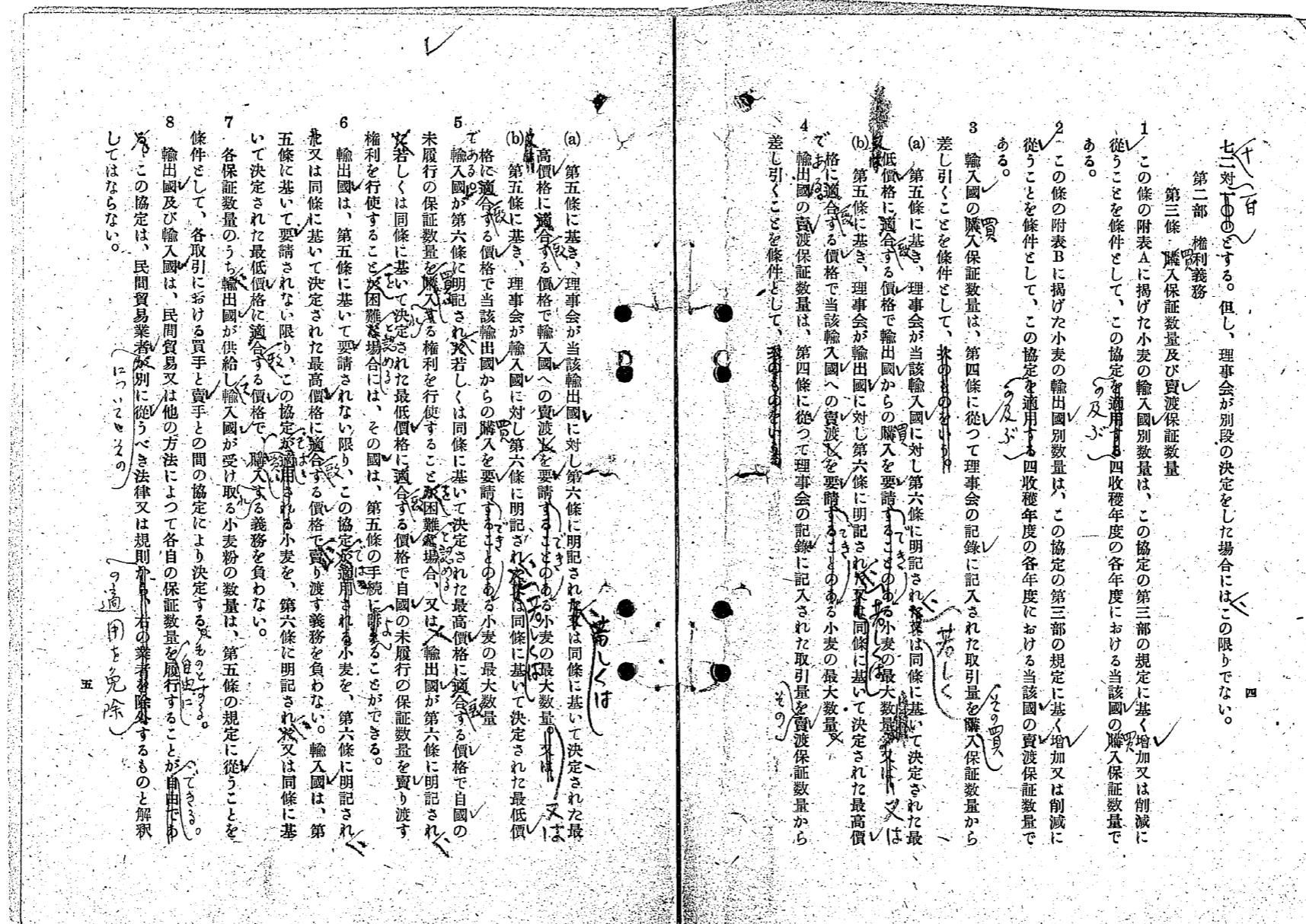
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RB'-0140

0259

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan





第三條 附表A

別

各收穫年換算

ナ・マ・イ	一七	一九三、一九四、一九五
バ・ラ・ク・テ・イ	一六〇	一九〇、一九一、一九二
ベ・ル・一	二〇〇	一九〇、一九一、一九二
フ・イ・リ・ビ・ン	一九六	一九六、一九七
セ・ル・ト・ガ・ル	一三〇	一九〇、一九一
サ・カ・デ・イ・ア・ラ・ビ・ア	五〇	一九〇、一九一
ス・カ・エ・レ・アン	七五	一九〇、一九一
ス・イ・ス	一七五	一九〇、一九一
南・ア・フ・リ・カ・連・邦	三〇〇	一九〇、一九一
連・合・王・國	四、八・一・九	一九〇、一九一
ダ・ニ・エ・ヌ・ラ・國	九〇	一九〇、一九一
合・計・(三・十七・七)	一二、四・一・八	一九〇、一九一
一 法	一一、一・九	一九〇、一九一
ト・ル・ト・ン	一九〇	一九〇、一九一
一 カ・ラン・ダ・國の數量	一九〇	一九〇、一九一
ナ・シ・エル・舍・む。	一九〇	一九〇、一九一

ナフ・シニルを會む

1

RB'-0140

Q26

卷三

2 理事会は、第三條附表A及び附表Bの保証数量の一部なる小麦の取引又は取引の部分を、收穫年度別に記録にとどめるものとする。

3 輸出國と輸入國との間の小麦の取引又は取引の部分は、一收穫年度の両國の保証数量に對比して、理事会の記録に記入するものとする。

(a) もつとも、(前記の取引又は取引の部分が、右の收穫年度について第六條に明記された又は同條に基いて決定された最高價格より高くなきまた最低價格より低くない價格であること、並びに、(一)輸出國及び輸入國が、前記の取引又は取引の部分を各自の保証数量に対比して記入してはならぬことを合意しないことを條件とする。(二)同一の輸出國及び輸入國が、前記の取引又は取引の部分を各自の保証数量に対比して記入してはならぬことを合意しないことを條件とする。

(b) その記入は、(一)關係輸出國及び輸入國が、右の收穫年度について有する未履行の保証数量を限度とし、また、(二)取引に明記された積込期間中の右の收穫年度内にある期間を限度とする。関係輸出國及び輸入國が合意する場合には、この協定の第二部の効力発生前に結ばれた小麦の購入及び賣渡しの協定に基いて行われる取引又は取引の部分も、價格にかかわりなく且つこの條の第二項(b)の條件に従うことを條件として、両当事國の保証数量に対比して理事会の記録に記入するものとする。

明記され、若しくは同條に基いて決定された價格に適合する記載を含む場合、又は関係輸出國及び輸入國が、その小麦粉の價格は第六條に明記され、若しくは同條に基いて決定された價格に適合する意見が一致したと理事会に通報する場合には、その小麦粉の小麦換算量は、この條の第二項(a)及び(b)の條件に従うことを條件として、兩國の保証數量に対比して理事会の記録に記入するものとする。商事契約又は政府の協定が前記の記載を含まず、且つ、關係輸出國及び輸入國がその小麦粉の價格は第六條に明記され、又は同條に基いて決定された價格に適合する

意見が一致しない場合には、両國がその小麦粉の小麦換算量を保証数量に對比して理事会の記録に記入してはならない旨意していな限り、両國の一方は、理事会に問題の決定を要請することができる。理事会が必要請を考慮して、その小麦粉の價格は第六條に明記され、又は同條に基いて決定された價格に適合すると決定したときは、その小麦粉の小麦換算量は、この條の第二項(b)に規定した條件に従うことを條件として、關係輸出國及び輸入國の保証数量に對比して記入するものとする。理事会が必要請を考慮した上、その小麦粉の價格は第六條に明記され、又は同條に基いて決定された價格に適合しないと決定したときは、その小麦粉の小麦換算量は、右のよう記入しないものとする。

5 理事会は、次の條項に従い、保証数量の一部となる取引の報告及び記録のための手続規則を定める。

(a) 輸出國と輸入國との間の取引又は取引の部分であつて、この條の第二項、第三項及び第四項に基いて両國の保証数量の一部となるべきものは、理事会が手續規則性規定し、期間内及び期定期間に従つて、両國の一方又は双方から理事会に報告するものとする。

(b) (a)の規定に従つて報告された取引又は取引の部分は、取引の行われた輸出國及び輸入國の保証数量に對比して理事会の記録に記入するものとする。

(c) 取引及び取引の部分が保証数量に對比して理事会の記録に記入される順序は、理事会が手續規則を定めるものとする。

(d) 理事会は、手續規則に定める期間内に、各輸出國及び輸入國に対し、取引又は取引の部分を当該國の保証数量に對比して理事会の記録に記入したこととを通告するものとする。

(e) 關係輸入國又は輸出國が、取引又は取引の部分の自國の保証数量に對比する理事会の記録への記入に反対する場合に、理事会が手續規則に定める期間内に異議を申し立てた場合は、理事会は、問題を審査し、この異議に正当な理由があると決定したときは、それに應じて理事会の記録を修正するものとする。

(f) 輸出國又は輸入國が當該收穫年度の自國の保証数量に對比して理事会の記録に記入済の小麦の全量がその收穫年度内に積み込まれると認められた場合には、その國は、記録に記入された数量から適當量を削減するよう理事会に要請することができる。理事会は、問題を考慮し、この要請が正当であると決定したときは、それに應じて理事会の記録を修正するものとする。

(g) 輸入國が輸出國から輸入他の輸入國に轉賣した小麦は、關係輸入國の合意により、小麦が最終的に轉賣された輸入國の未履行の購入保証数量に對比して記入することができる。但し、最初の輸入國の購入保証数量に對比して記入した数量から相當量を削減することを條件とする。

(h) 理事会は、保証数量に對比して理事会の記録に記入した数量に関する明細書を、毎週又は理事会が手續規則に定めた間隔を置いてすべての輸出國及び輸入國に送付するものとする。

(i) 理事会は、喫種年度における輸出國又は輸入國の保証数量が履行された時は、直ちに、すべての輸出國及び輸入國に通告するものとする。

6 各輸出國及び輸入國は、自國の保証数量の履行止まり、理事会が保証数量の多少及び他の關係要素を基礎としてその國について定める程度の幅を許される。

第五條 権利の行使

1 (a) ある收穫年度の自國の未履行の保証数量を、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最高價格に適合する價格で購入する輸入國は、希望量を購入するに於いて理事会の援助を要請することができる。

(b) (a)に基く要請の受領後三日以内に、理事会事務局長は、理事会の援助を要請した輸入國の未履行の保証数量を、該收穫年度の未履行の保証数量を有する輸出國に通告し、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最高價格に適合する價格で小麦を賣り渡す申出をするよう~~に~~、他の輸出國を誘導するものとする。

(c) (b)に基く理事会事務局長の通告後十四日以内に、関係輸入國の未履行の保証数量の全部又は~~一部~~の理事会が要請の行われた時に妥当と認められた部分に対する賣渡し申出がなかつた場合には、理事会は、輸出國及び輸入國が考慮のため提出する~~上~~を希望する事情、特にいすれかの國の産業計画並びに關係輸入國の輸入した小麦粉と小麦との正常な從來の量及び比率に考慮を拂つて、輸出國の各又はいずれかが当該輸入國に賣り渡してその收穫年度内に積み込むのに適当な小麦及び(又は)小麦粉の數量並びに要請があれば品質及び等級を、七日以内に決定するものとする。

(d) (c)に基く理事会の決定によつて輸入國に賣り渡す小麦及び(又は)小麦粉の數量を申し出るよう~~に~~要請された各輸出國は、右の決定の日から三十日以内に、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最高價格に適合する價格で、両國が別段の合意をしない限り、各國間に一般に行われている條件と同様の受拂の行われる通貨に関する條件で、該收穫年度内に積み込むように當該輸入國に前記數量の賣渡しを申し出るものとする。関係輸出國及び輸入國間に從來貿易關係が存在せず、両國が支拂の行われる通貨に關し合意することができない場合には、理事会は、問題を決定するものとする。

(e) (c)に基く理事会の決定に従つて交渉中の特定の取引に含まれるべき小麦粉の數量について、該收穫年度の自國の未履行の保証数量を、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最低價格に適合する價格で賣り渡すが輸出國は、希望量を賣り渡すについて理事会の援助を要請することができる。

(b) (a)に基く要請の受領後三日以内に、理事会事務局長は、理事会の援助を要請して輸出國の未履行の保証数量を、該收穫年度の未履行の保証数量を有する輸入國に通告し、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最低價格に適合する價格で小麦を購入する申出をするよう~~に~~、

(c) (b)に基く理事会事務局長の通告後十四日以内に、関係輸出國の未履行の保証数量の全部又は

理事会が要請の行われた時に妥当と認めた部分が輸入不能なかつた場合には、理事会は、輸出國及び輸入國が考慮の必要な措置を希望する場合に、特にそれが他の國の産業計

画並びに関係輸入國の輸入した小麦粉と小麦との貿易往來の量及び比率に考慮を拂つて、輸入

國の各又はいずれかが當該輸出國から購入してその收穫年度内に積み込むのに適當な小麦及び

(又は) 小麦粉の數量並びに要請があれば品質及び等級を、七日以内に決定するものとする。

(d) (c)に基く理事会の決定によつて輸出國から購入した小麦及び(又は)小麦粉の數量を申し出る

ようにより要請された各輸入國は、右の決定の日から三十日以内に、第六條に明記され又は同條に基いて決定された最低價格に適合する價格で、兩國が別段の合意しない限り、兩國間に一般

に行われている條件と同様の支拂の行われる通貨に関する條件で、輸出國から購入した小麦及び

小麦粉の購入を申し出るものとする。關係輸出國及び輸入國間に從來貿易關係が存在せず、兩國が支拂の行われる通貨に關する條件で、輸出國から購入した小麦及び

小麦粉の購入及び賣渡しの條件について、輸出國と輸入國は、問題を決定するものとする。

(e) (c)に基く理事会の決定に従つて交渉中の特定の取引に含まれるべき小麦粉の數量について、其

他の小麦粉の價格と第六條に明記され若しくは同條に基いて決定された小麦の最低價格との關係について、又は小麦及び小麦粉の購入及び賣渡しの條件について、輸出國と輸入國は、問題を決定するものとする。

との間に意見が一致しない場合には、問題は、理事会の決定に付託されるものとする。

第六條 價格

1 この協定の存続期間中の最高及び最低基準價格は、ニトバ・ノーナン一号ばら積み小麦のフオート・ワイヤー又はポート・アーサー倉庫渡し、ブッシュルについて、一千九百四十九年三月一日國際通

貸基金の適用上定められたカナダ・ドルの平價に基づきカナダ通貨で、次のとおりとする。

收穫年度	最低	最高
一九四五—五〇	一四〇	一八〇
一九五一—五二	一三〇	一八〇
一九五二—五三	一二〇	一八〇
一九五〇—五一	一五〇	一八〇

最高及び最低基準價格並びに次に掲げるその相等價格は、買手と賣手との間で取りきめられる保管費及び販賣費を含まないものとする。次とあります。

(a) ニトバ・ノーナン一号ばら積み小麦のヴァンクーバー倉庫渡しの最高相等價格は、この條の第一項に明記したニトバ・ノーナン一号ばら積み小麦のフオート・ワイヤー又はポート・アーサー倉庫渡しの最高價格とする。

(b) ニトバ・ノーナン一号ばら積み小麦のオーストラリア、フランス見本ばら積み小麦(最低自然重量はヘクトリットルについて七十六キログラム、最低たん白質含有量は十パーセント、最高さよう)

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0140 | 0267

雜物含有量及び水分はそれぞれ二バーセント及び五バーセント)のフランス港 f.o.b. 並びに f.a.Q. 一等ばら積み小麦のウルグアイ國 f.o.b. の最高相價格は、次のうちのいずれか低一方とする。

(1) この條の第一項に明記したマニトバ・ノーナン一号ばら積み小麦のフォート・ヴィリアム又はポート・アーチー倉庫渡の最高價格をその時の爲替換算率でオーストラリア、フランス國又はウルグアイ國の通貨にそれぞれ換算したもの。又は

(2) その時の輸送費及び爲替換算率に基く品質差が認められている輸入國では、関係輸出國及び輸入國間に取りきめられる品質差による補正を加えて算定された。この條の第一項に明記したマニトバ・ノーナン一号ばら積み小麦のフォート・ヴィリアム又はポート・アーチー倉庫渡の最高價格の仕向國内に於ける價格にそれぞれ相等するオーストラリア、フランス國又はウルグアイ國 f.o.b. 價格

(3) ハード・ヴィンターワード・ウインター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆國のスキシヨ港又は大西洋港 f.o.b. の最高價格は、その時の輸送費及び爲替換算率に基く品質差が認められる関係輸出國及び輸入國間に取りきめられる品質差による補正を加えて算定された。この條の第一項に明記したマニトバ・ノーナン一号ばら積み小麦のフォート・ヴィリアム又はポート・アーチー倉庫渡の最高價格の仕向國内に於ける價格に相等する價格とする。

(4) ソフト・ホワイト一号ばら積み小麦又はハード・ヴィンターワード・ウインター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆國

の太平洋港倉庫渡の最高價格は、その時の爲替換算率に基く品質差による補正を加えて算定された。この條の第一項に明記したマニトバ・ノーナン一号ばら積み小麦のフォート・ヴィリアム又はポート・アーチー倉庫渡の最高價格とす

(5) フランス見本ばら積み小麦(最低自然重量は八キログラム、最重一千五百グラム、白質含有量は十のバーセント、最高きょう雜物含有量及び水分はそれを二バーセント及び十五バーセント)のフランス港 f.o.b. の最低相價格

(6) f.a.Q. 一等ばら積み小麦のウルグアイ國 f.o.b. の最低相價格

(7) ソフト・ホワイト一号又はハード・ヴィンターワード・ウインター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆國のスキシヨ港又は大西洋港 f.o.b.

その時の輸送費及び爲替換算率に基く品質差が認められている輸入國では、関係輸出國及び輸入國間に取りきめられる品質差による補正を加えて算定された。この條の第一項に明記した

一八

マニトバ・ノーナン一号ばら積み小麦のフォート・ワリアム又はポート・エリザベスの最低價格のグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國における、^{ヨウ}價格に相等するアンターグリーン、ホーリストラリア、フランス國、^{ヨウ}ウルグアイ國、アメリカ合衆國のメキシコ湾港又は大西洋港及びアメリカ合衆國太平洋港の、^{ヨウ}價格とする。

4 執行委員会は、相等價格諮詢委員会と協議の上、一千九百四十九年八月一日以後いつでも第二項及び第三項に明記したもの以外の小麦の種類を指定し、その最高及び最低相等價格を定めることができます。但し、相等價格のまだ定められていない小麦の種類の場合には、最低及び最高相等價格は、当分の間この條に明記した小麦の種類又は執行委員会が相等價格諮詢委員会と協議の上指定した小麦の種類のうち最もその種類に類似するものの最低及び最高價格に適當な割増を加え、^{ヨウ}はこれから適當な割引をしたものとする。

5 輸出國又は輸入國が執行委員会に対しこの條の第二項、第三項又は第四項により定められた相等價格がその時の輸送費、^{ヨウ}為替換算率又は市場の割増若しくは割引價格に照らして公正でなくなつたときは、執行委員会は、問題を考慮し、且つ、相等價格諮詢委員会と協議の上、望ましいと認める調整をすることができる。

6 この條の第二項若しくは第三項に明記し、又はこの條の第四項により指定した小麦の種類について、この條の第四項及び第五項の適用上いきなる割増又は割引が適當であるかに關して紛争が生じたときは、執行委員会は、^{ヨウ}輸出國又は輸入國の要請に應じ、相等價格諮詢委員会と協議の上、望ましいと認める調整をすることができる。

7 この條の第四項、第五項及び第六項による執行委員会のすべての決定は、すべての輸出國及び輸入國を拘束する。但し、これらの國のうちで右の決定が自國に不利であると認めるものは、理事会にその決定の再審査を求めることができる。

8 輸出國及び輸入國は、國內農業政策及び價格政策の決定及び運用について完全な行動の自由を留保するが、すべての事情に照らして相互に受諾しうる價格で相互間の小麦取引の^{ヨウ}基盤を獎勵促進するため、輸出國及び輸入國が行おうとする小麦取引に関する最高價格と最低價格との間の價格の自由な変動を阻害するようにこれらの政策を運用しないことに努力しなければならない。輸出國又は輸入國は、これらの政策の結果として損害を被つていると認めたときは、この問題について理事会の注意を喚起することができる。理事会は、その苦情について調査して報告しなければならない。

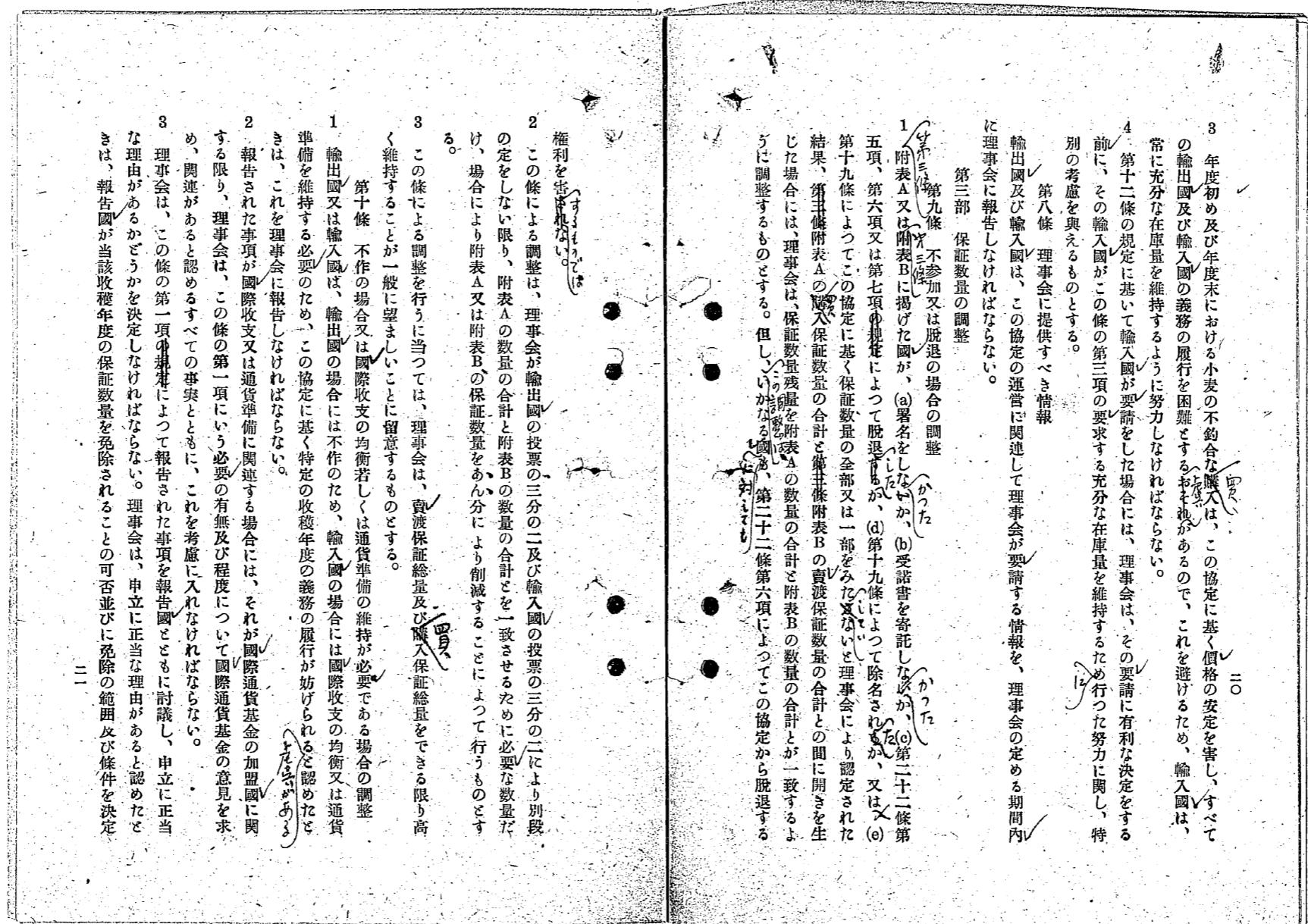
第七條 在庫量

1 輸入國に対する小麦の供給を確保するため、各輸出國は、その收穫年度末^{ヨウ}古麦の在庫量を、次の各收穫年度におけるこの協定に基く賣渡保證數量をみたすのに充分な水準に維持するように努力しなければならない。

2 一輸出國が不作であつた場合には、理事会は、その輸出國が第十條の規定に基いてその義務のい

ずれかを解除される前に、その輸出國がこの條の第一項の要求する充分な在庫量を維持するために行つた努力に關し、特別の考慮を與えるものとする。

一九



二二

しなければならない。理事会は、決定を報告國に通報するものとする。

4 理事会が報告國の当該收穫年度の保証數量の全部又は一部を免除することを決定する場合には、次の手続を適用する。

- (a) 理事会は、報告國が輸入國である場合には他の輸入國に、報告國が輸出國である場合には他の輸出國に、当該收穫年度におけるその保証數量を、報告國が免除を受けた保証數量の限度まで、増加するよう勧誘するものとする。但し、輸出國の保証數量の増加は、輸出國の投票の三分の二及び輸入國がその國際收支の問題を一層困難ならしめるという理由によつて理事会の定める期間内にその増加に異議を申し立てる場合には、輸入國の投票の三分の二によつて理事会の承認を要するものとする。
- (b) 輸入國が免除を受けた保証數量がこの項の(a)に定めた方法で完全に相殺されないときは、理事会は、報告國が輸入國である場合には輸出國に、報告國が輸出國である場合は輸入國に、この項の(a)に基いて行つた調整を考慮した後、報告國が免除を受けた保証數量の限度まで当該收穫年度における保証數量の削減を受諾するよう勧誘するものとする。
- (c) 理事会が輸出國及び輸入國から受領したこの項の(a)による保証數量増加又はこの項の(b)による保証數量削減の申出の合計が報告國が免除を受けた保証數量をこえるときは、これらの國の保証數量は、理事会が別段の定をしない限り、あん分によつて場合により増加し又は削減されるものとする。但し、これらの國の保証數量の増加又は削減は、申出數量をこえてはならない。

- (d) 報告國が免除を受けた保証數量がこの項の(a)及び(b)に定めた方法によつて完全に相殺されないときは、理事会は、報告國が輸出國である場合には第三條附表Aに、報告國が輸入國である場合には第三條附表Bに掲げた当該收穫年度の保証數量を附表Aの數量の合計と附表Bの數量の合計とを一致させるために必要な數量だけ削減するものとする。附表Bの削減の場合には輸出國が、附表Aの削減の場合には輸入國が別段の取極をしない限り、削減は、この項の(b)によつて既に行つた削減をも考慮した上、あん分によつて行うものとする。
- 第十一條 同意による保証數量の増加

理事会は、輸出國又は輸入國の要請に基いて、いつでも、この協定の春耕期間中の一附表の數量の増加を、同期間中の他の附表の數量が同量増加される場合に、これにより數量の変更を受ける輸出國及び輸入國が同意することを條件として、承認することができる。

第十二條 緊急の必要の場合の追加輸入

輸入國は、その領域内に発生した又は発生するある緊急の必要をみたすため、その保証能入數量のほかに小麦の供給を受けることについて、理事会に援助を要請することができる。理事会は、右の要請を考慮した上、緊急の必要によつて生じた事態を救済するのに必要と認める小麦の數量を供給するため、他の輸入國の保証數量をあん分によつて削減することができる。但し、理事会が他のいかなる方法によつても事態は処理されないと認めることが条件とする。この項に基く保証輸入數量の削減には、輸出國の投票の三分の二及び輸入國の投票の三分の二を必要とする。

二三

第四部 運営

二四

第十三條 理事会

二五

A 構成
1 この協定を運営するため、ここに國際小麦理事会を設ける。

2 各輸出國及び各輸入國は、投票権を有する理事会の構成員であり、その会合には、代表一人、代理人及び顧問によつて代表される。

3 理事会が小麦の不規則な輸出國又は輸入國と認めた國は、第八條に規定した義務を受諾し且つ理事会の定める会費の支拂に同意することを條件として、投票権を有しない理事会の構成員となることができる。投票権を有しない理事会の構成員である各國は、その会合に代表者一人を出す権利を有する。

4 國際連合食糧農業機関、國際貿易機関、國際商品取扱中間調整委員会及び理事会の定める他の政府間機関は、それぞれ理事会の会合に投票権を有しない代表者一人を出す権利を有する。

5 理事会は、収穫年度ごとに議長及び副議長を選舉する。

B 権限及び任務
6 理事会は、その手続規則を講ずる。

7 理事会は、この協定の條項により要求された記録を保管するものとし、且つ、望ましいと認める他の記録を保管することができる。

C 投票
8 理事会は、年次報告を公表するものとし、且つ、この協定の範囲内の事項に関する他の情報を公表することができる。

9 理事会は、一千九百四十二年六月に承認され一千九百四十六年六月に改正された協定覚書に基いて設けられた國際小麦理事会と協議の後、その記録、資産及び負債を引き継ぐことができる。

10 理事会は、この協定の條項を実施するために必要と認める他の権限を有し、他の任務を遂行するものとする。

11 理事会は、輸出國の投票の三分の二及び輸入國の投票の三分の二によつて、そのいずれの権限及ぶ任務の実施をも委任することができる。理事会は、いつでも、投票の過半数によつて右の委任を取り消すことができる。この項に従つて理事会が委任した権限又は任務に基して行われた決定は、理事会の定める期間内に輸出國又は輸入國の要請があつたときは、理事会の審査を受けるものとする。右の決定は、定められた期間内に審査の要請がなかつたときは、すべての輸出國及び輸入國を拘束する。

二五

二六

ない。稟議書一未満の数を伴つてはならない。
〔西条が文〕

13. 当該收穫年度における輸入保証数量又は賣渡保証数量に変更がある場合にはいつでも、理事会はこの條の第十二項の規定を従い票を再分配する。

14. 輸出國又は輸入國が第十七條第五項によつて票を失い又は第十九條第三項によつて票を奪われたときは、理事会は、当該國が当該收穫年度の保証数量を全く有しない場合と同様に票を再分配しなければならない。

15. この協定に別段の定がある場合を除き、理事会の決定は、投票された総数の過半数によつて行われる。

16. 輸出國は、他の輸出國に、輸入國は、他の輸入國に、理事会の会合でその利益を代表し且つその票を行使する権限を委任することができる。この委任について理事会が満足と認める証拠が、理事会に提出されなければならない。

D. 会議

17. 理事会は、少くとも各收穫年度の半期ごとに一回及び議長が定める他の時期に会合する。

18. 議長は、(a)輸出國及び輸入國の五人の代表、(b)総票数の合計十パーセン以上を有する輸出國及ぶ輸入國の代表又は(c)執行委員会の要請があつたときは、理事会の会議を招集しなければならない。

E. 定足数

19. 理事会の会合の定足数をみたすには、輸出國の票数の過半数及び輸入國の票数の過半数を有する代表の出席を必要とする。

F. 所在地

20. 理事会は、千九百四十九年七月に仮成所在地を選定する。理事会は、適當と認める時期がきた時は直ちに、國際連合の適當な機関及び専門機関と協議の後、恒久的所在地を選定する。

G. 法律行為能力

21. 理事会は、各輸出國及び輸入國の領域内で、この協定による任務の遂行のために必要な法律行為能力を有する。

H. 決定

22. 各輸出國及び輸入國は、この協定の規定による理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束する。

第十四條 執行委員会

1. 理事会は、執行委員会を設ける。執行委員会の構成員は、毎年輸出國が選舉する三輸出國及び毎年輸入國が選舉する七以内の輸入國とする。理事会は、執行委員会の委員長を任命するものとし、副委員長を任命することができる。

2. 執行委員会は、理事会に対しても責任を有し、その一般的指導の下に活動する。執行委員会は、この協定に明確に與えられた権限及び任務並びに第十三條第十一項により理事会が委任する。

〔基木〕

〔基木〕

〔基木〕

RB'-0140

02/02

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

二八

他の権限及び任務を有する。

3 執行委員会の権限は、輸出國は、輸入國と同数の合計票数を有する。輸出國の票は、輸出國が定めるところに従つて輸出國間に分割する。但し、いずれの輸出國も、輸出國の合計票数の四十分の一セントをこえる票数を有してはならない。輸入國の票は、輸入國が定めるところに従つて輸入國間に分割する。但し、いずれの輸入國も、輸入國の合計票数の四十バーセントをこえる票数を有してはならない。

4 理事会は、執行委員会における投票に関する手続規則を定める。理事会は、また、執行委員会における手続規則に關して適當と認める他の規定を定めることができる。執行委員会の決定は、理事会が同様の事項について決定する場合にこの協定が定めるところと同一の投票の過半数を必要とする。

5 執行委員会の構成員でない輸出國又は輸入國は、執行委員会がその國の利害に影響すると認めどきはいつでも、執行委員会におけるいかなる問題の討議にも、投票權なしで参加することができる。

第十五條 相等價格諮詢委員会

理事会は、三輸出國及び三輸入國の代表者から成る相等價格諮詢委員会を設ける。この委員会は、第六條第四項、第五項及び第六項に掲げた事項並びに理事会又は執行委員会がこの委員会に付託した問題について、理事会及び執行委員会に助言する。この委員会の委員長は、理事会が任命する。

第十六條 事務局

四直ぐ。

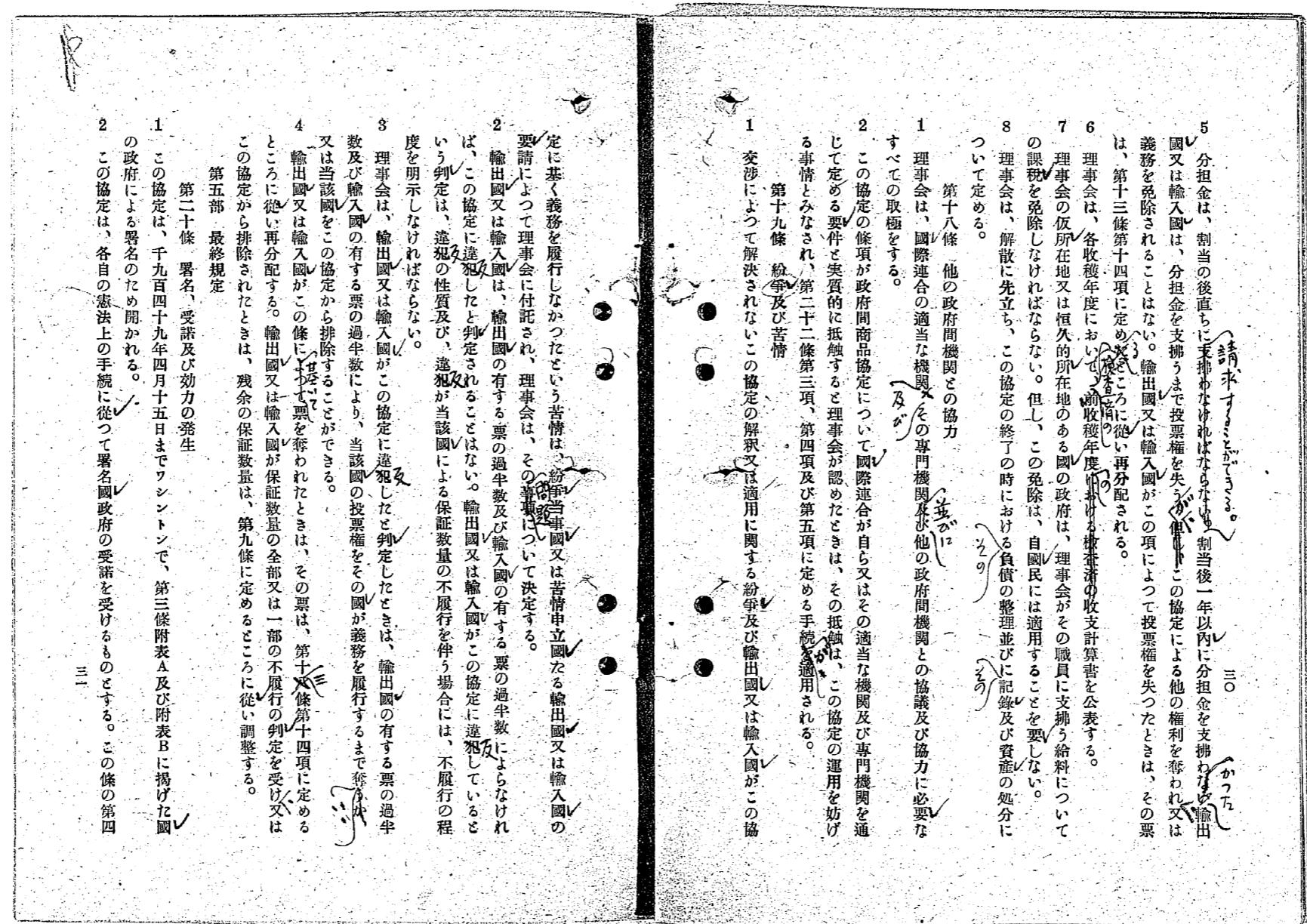
- 1 理事会は、事務局長と理事会及びその委員会の活動に必要な職員をから成る事務局を有する。
- 2 理事会は、事務局長を任命し、その任務を定める。
- 3 職員は、事務局長が理事会の定める規則に従つて任命する。

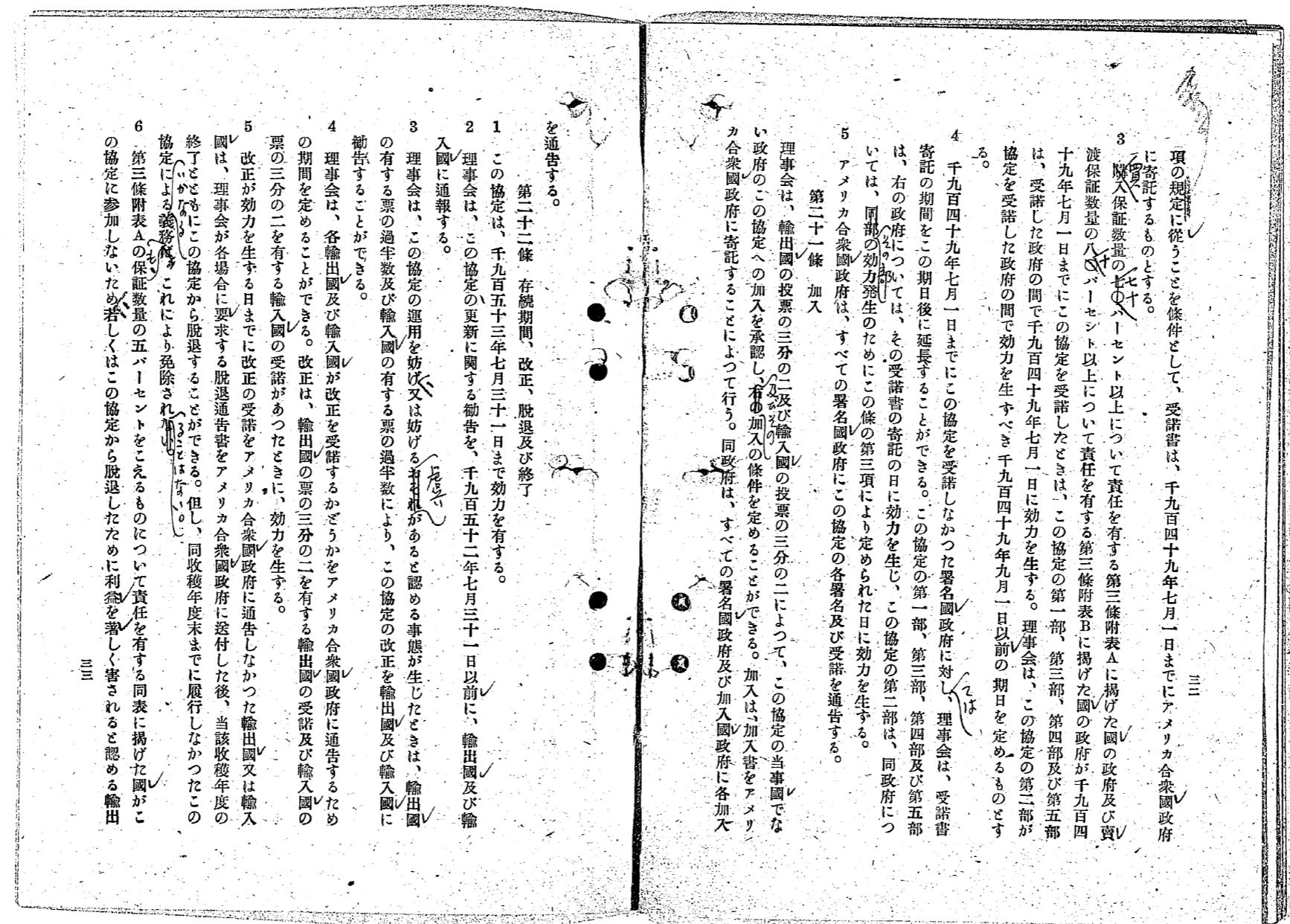
第十七條 会計

- 1 理事会への代表團、執行委員会における代表者及び相等價格諮詢委員会における代表者の費用は、各自の政府が支弁する。この協定の運営に必要な他の費用は、事務局の費用及び理事会がその議長又は副議長に支拂うことを決定する報酬を含めて、輸出國及び輸入國の年次分担金をもつて支弁する。各收穫年度における各國の分担金は、同收穫年度の予算成立の時にその國の有する票数に比例するものとする。
- 2 理事会は、第一回会議において、千九百五十年七月三十日に終る期間の予算を承認し、各輸出國及び輸入國が支拂うべき分担金を定める。
- 3 理事会は、各收穫年度の下半期における第一回会議において、次收穫年度の予算を承認し、同收穫年度に各輸出國及び輸入國が支拂うべき分担金を定める。
- 4 第二十一條によつてこの協定に加入する輸出國又は輸入國の第一回分担金は、当該國の有すべき票数及び当該收穫年度の残存期間に基いて理事会が定める。但し、他の輸出國及び輸入國に対する當該收穫年度の分担金の割当は、変更しない。

二九

(レ交代)





三四

國、又は第三條附表Bの保証数量の五パーセントをこえるものについて責任を有する同表に掲げた國がこの協定に参加しないため若しくはこの協定から脱退したために利益を著しく害されると認める輸入國は、千九百四十九年九月一日^{同日}前又は理事会が輸出國の投票の三分の二及び輸入國の投票の三分の二によつて定めた十賛軍^{同日}期日前に、脱退通告書をアメリカ合衆國政府に送付することによつて、この協定から脱退することができる。

7 敵対行爲の発生によつて國の安全が危くされたと認める輸出國又は輸入國は、三十日の予告^{及早}も^はや脱退通告書をアメリカ合衆國政府に送付することによつて、この協定から脱退することができる。

8 アメリカ合衆國政府は、この條によつて受領した各通告を、すべての署名國政府及び加入國政府に通知する。

第二十三條 地域的適用

(二) 二九へ)

1 いかなる政府も、この協定の署名、受諾又は加入の時^に、この協定に基く権利義務はその政府が外交關係に責任を有する海外領土の全部又は一部に適用されないことを宣言することができる。

2 この條の第一項の規定に従つて宣言のなされた領域を除き、この協定に基く政府の権利義務は、その政府が外交關係に責任を有するすべての領域に適用される。

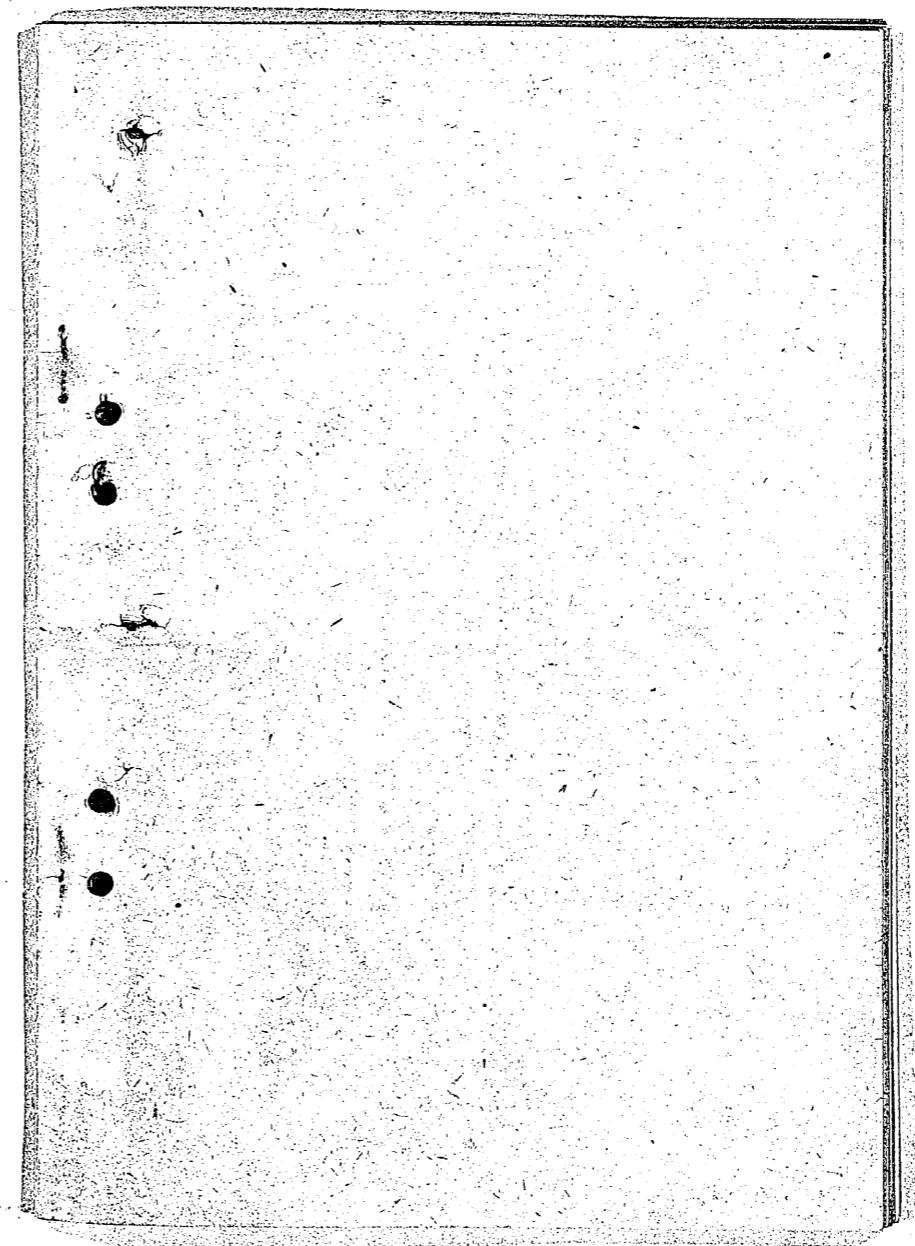
3 いかなる政府も、この協定の受諾又は加入の後いつでも、アメリカ合衆國政府に対する通告により、この協定に基く権利義務がこの條の第一項に従つてその政府が宣言を行つた領域の全部又は一部に適用されることを宣言する。

4 いかなる政府も、アメリカ合衆國政府に脱退の通告をすることにより、その政府が外交關係に責任を有する海外領土の全部又は一部について別途^{別途}にこの協定から脱退することができる。

5 アメリカ合衆國政府は、この條によつてなされた宣言又は通告を、すべての署名國政府及び加入國政府に通知する。

右の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正當な委任を受け、その署名に對應して掲げた日にこの協定に署名した。

千九百四十九年三月二十三日ワシントンにおいて、イギリス語及びフランス語で作成した。両本文は、ともに正文とし、原本は、アメリカ合衆國政府の記録に寄託される。同政府は、その認証謄本を各署名國政府及び加入國政府に送付する。



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RB'-0140

0277

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

立文書館 アジア歴史資料センター

文書館アジア歴史資料センター Center for Asian Historical Resources

National Archives of Japan

米口小豆
九五一
三〇一〇〇一九

27

カナダ小まる 九四ドル 一月半(1919)
又圓筒小玉^高品^上より昌吉^高価格^付にてハーツにカウセント
である。(輸送料、保險料、支拂計一四ドルとみる)
故に小玉^高品^上に加入して九十方トンを昌吉^高価格^付で購入した
事^付は決^付知く輸入資金を節約せらる。
米口小玉三十万方トシ分の百半^二千五^二千ドル
高洲小玉三十万方トシ分 二百九十七万五千ドル
三月一四日

卷之三

卷之二十一

務
省

RB'-0140

0290

外務省	但し米四十五萬圓はガリ方ア資金で購入されよ。
	又輸入補給金は貯蓄は次回引りあす。
	④百六十四万五千ドルである。
	米四十五萬圓はガリ方ア資金で購入されよ。
外務省	洲洋三十五万トン分 三十九萬五千六百四十円
	計 米四十五萬圓 洲洋三十五万トン分 三十九萬五千六百四十円

RB'-0140

0279

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

TO: GENERAL HEADQUARTERS, SUPREME
 COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS.
 (Attn: Mr. H. F. Smith, Chief Food Branch,
 ESS/PD)

FROM: Ministry of Foreign Affairs.

SUBJECT: Guaranteed quantity of the annual
 importation under the International
 Wheat Agreement.

FOM No. 1 PE 5 X January, 1949

1. Reference: letter
 a. Memorandum FOM No. 961 (PE) of
 27 September, 1949; subject: applica-
 tion for accession to the International
 Wheat Agreement. AG 433 (27 Sep 49) ESS/PD

b. SCAP Memorandum (SCAPIN 6891-A) 任
 AG 433 ESS/PD of 8 October, 1949, 令
 subject: Request for Application for
 Membership in the International
 Wheat Agreement.

2. Transmitted herewith is a letter addressed
 to the Supreme Commander for the Allied Powers by the
 Minister for Foreign Affairs on the subject matter stated
 Foreign Minister's letter today date
 January 4, 1950, addressed to the G-H-Q, S-C-A-P
 subject matter.

For _____

1. Incl: Hisanaga Shigenobu
 Chief, Bureau of Political Affairs,
 Ministry of Foreign Affairs
 Enclosure Letter as stated above.

起草 昭和廿五年壹月五日

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

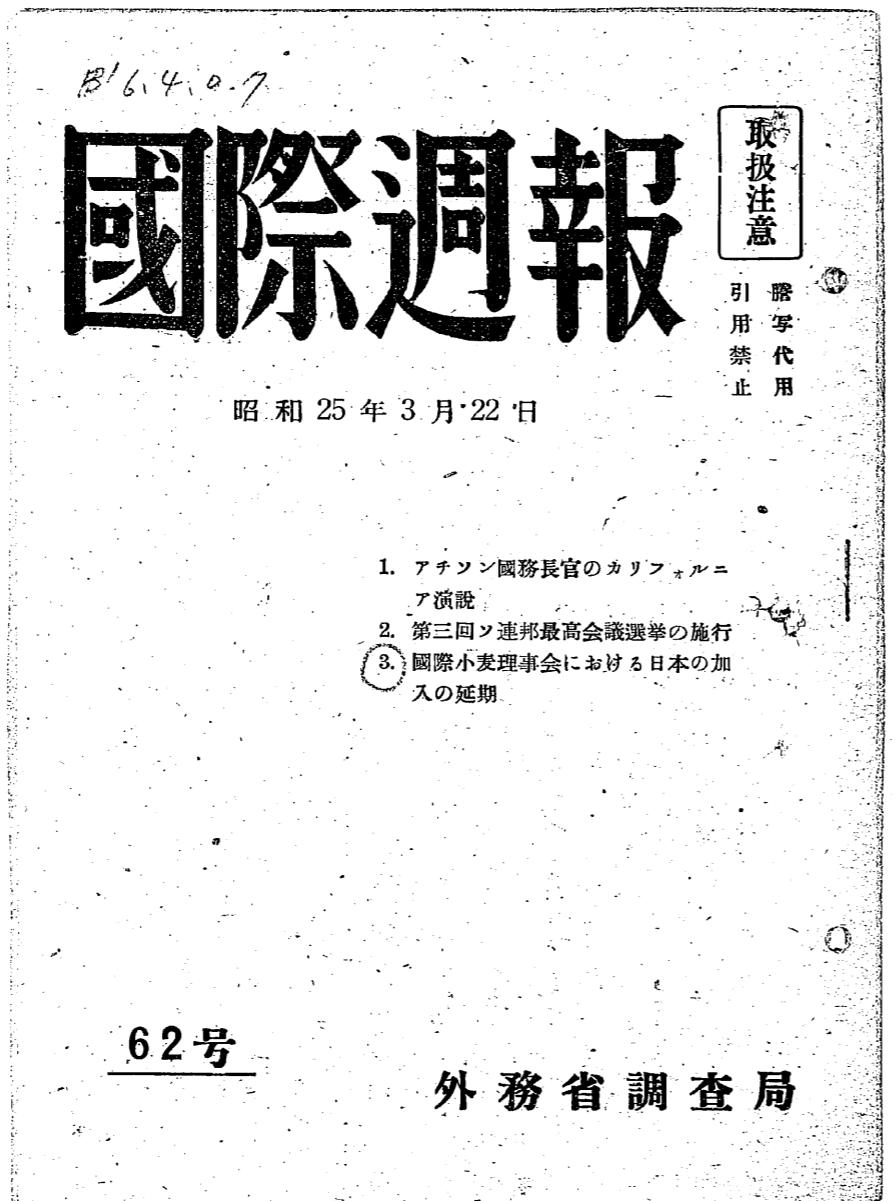
国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0140

0280



RB'-0140

0281

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

週刊「國際週報」(旧「國際情勢概観」改題)は、從前スタン
シル印刷であつたものを、昨年四月閲讀と保存の便宜の
ため活字印刷を以て略写に代えることとしたが、特に迅
速を旨とする關係上、その内容や観測は、他日正確な資料
や情報入手の上検討し直さなければならないものもある
ので、その取扱には適當な注意を拂われたい。

なお第二十二号からは調査局総務室(第一課)において、引
続き調査局各課の協力を得てその編集を担当している。

昭和二十五年一月

外務省調査局

一、アチソン國務長官のカリフオルニア演説

(1) 最近アチソン國務長官は、カリフォルニア州において二つの重要演説を行つたが、一は十五日
サンフランシスコのコモンウェルス・クラブにおける、アジア問題に関するものであり、他は十六日
ペークレーのカリフォルニア大学における対ソ関係に関するものである。

(2) サンフランシスコ演説

右演説は特に新しい内容をもつものではなく、既に一月十二日のアチソン長官の演説(第五三号參
照)及び中ソ條約に関するその見解(第五八号參照)の趣旨と同巧異曲であるが、たゞ次の諸点は注
目される。

- (1) 一月十二日のアチソンの演説以來の極東政局の変轉に鑑み、アメリカの対極東政策は更に明確
度を加え、中共の國境外の進出に重ねて警告を發して東南アジアに対するトルーマン・ドクトリ
ン的構想を明かにした。
- (2) 對中共貿易に対する態度を明かにし、中共が貿易慣行を遵守する限り、傳統的な對華貿易を繼
続するが、この場合アメリカは自國に有害な商品を賣却したり、自國に敵意を公言しているもの
に借款、贈與を與へることはない。また中國の対米貿易が一九四六・四八年間に於いてその全輸
入額の半分、輸出額の四分の一を占めているに比し、アメリカの対華貿易は、輸出は五%、輸入
は二%以下であり、もし中共指導者がアメリカは對華貿易に依存していると考へるならば、その

眞否は將來明かとならうと述べた。

(3) 三月八日の深外相スペンダーの言をとりあげ、これに全幅的支持を與えた。右スペンダー外相のいわゆる六原則は(1)現在の國際危機の眞因の理解(2)民主主義的生活様式維持のための各方面における努力(3)宥和政策の無効且つ危險性(4)各國の國內問題の解決(5)現在の國際機關における協力(6)重大利益に影響ある地域においてより効果的な協力方式を考慮するというのであつた。右六原則は(1)を除いては多かれ少なかれ抽象的言辞であるが、アメリカがこれを支持した理由として考えられることは、(1)オーストラリアに対して、アジア問題における積極的役割を期待し、(2)第六点(6)は太平洋地域における安全保障の問題とみられるが、アメリカのこれに対する態度は、中ソ條約の締結を主とする極東政局の変轉と共に、先にネール首相を支持していた當時とは若干のニュアンスの差異を示すに至り、他方ネール首相の中立的態度の固執にも鑑み、ここで本問題に関する米蘇間の意見の調整に資せんとするものと考えられる。

(3) バークレー演説

演説の要旨は次の通りである。

アメリカは平和を求めるが、如何なる犠牲を拂つてもこれを求めるというものではなく、また交渉の用意はあるが、誤れる希望を抱かせるときものであつてはならない。米ソそれぐの体制は、平和の内に共存できるものであり、その成否は一に係つてソ連指導者にあるが、彼等は世界における緊迫感の継続から最早うる所なしとみる迄はその態度を変えることはないであろう。

(1) 講 和 條 約

(1)ドイツ 國際的監視の下に行われる自由選挙に基く政府によつて、全独を統一することが基本的である。(2)オーストリア 同國の独立は、東塊においてその軍隊と特殊権益を維持せんとするソ連の決意によつて妨げられている。(3)日本 ソ連は、四大國以外の諸國も対日講和有利害関係をもつことを認め、講和を妨げることを手続を主張するのをやめうるものと考える。

(2) 武 力 の 使 用

ソ連は現在の國連における妨害的態度をやめるべきである。ソ連が眞に平和に貢献するごとき提案をなせば、必ずや國連の多数の支持をうるであろうじ、アメリカもかかる多数に参加することを喜ぶものである。

(4) 原子力の効果的管理

ソ連はアメリカと共に原子兵器の制限に関する効果的取組を探求すべきである。ソ連のことを体制の下においては、政治的信念を異にする人々の参加する機関に対し、その領土内において活動を許すことは困難であろうが、これは人類に対する責任であり、またかかる機関を運営するため、アメリカにもソ連にも支配されない、責任感の強い有能な行政官、科学者を見出しうる考

え。

(5) 現存政権を顛覆せんとする企図

ソ連は、その支配下にある共産主義機関を通じて、既存の政権を破壊的手段をもつて顛覆せんとするごとき雰囲気を醸成すべきである。

(6) 外交官の適正な待遇

ソ連は各國の公式の代表が礼讓と尊敬とをもつて取扱われ、また外交代表がその機能を果しうるごとき雰囲気を醸成すべきである。

(7) 他國の動機の歪曲

ソ連は國民に対し他國特にアメリカの姿を組織的に歪曲することをやめるべきである。

(四) 右バークレー演説も、内容的に言えばさして新しいものではない。その行われた時期の点からこれをみれば、現在ソ連は、その有利となつた國際政局を利用して平和攻勢に出んとしており、現にそれはソ連の総選挙におけるソ連指導者の演説中にもみられる所があるので、この際アメリカはその機先を制してその條件を提示したものとみられる。更に右演説は國內啓蒙の目的をも有し、前記七点

によつて米ソ間の問題の所在点を明かにし、右條件が容れられれば交渉の用意あることを示すと共に、議会、國民の支持を以てする総力外交の必要を重ねて力説したものと解せられる。

もとより右対ソ連は、ソ連の政策の根本的修正を意味するために、アメリカ政府もこれに多くを期待していないとみられるが、これを契機として何らかの発展を期待している向もあり、その扇起はソ連側の出方いかんに懸つてゐるものとみられる。

二、第三回ソ連邦最高會議選挙の施行

(一) 三月十二日(日曜日)、ソ連では予定通り、現行のいわゆるスターリン憲法下第三回目の連邦最高會議選挙が施行された。その結果、最高會議の両院たる「連邦會議」および「民族會議」の代議員計一三一六名が選出され、かくして、憲法の規定に基いて、来る六月十二日至るまでの間に、第三回選出議員の新最高會議が召集されることとなつたわけである。

(二) 今次選挙施行までの経過と、選挙の結果は概略次の通りである。

(1) 選挙施行までの経過

まことにソ連の選挙運動について「言しておく要があるが、ソ連は周知のように、プロレタリア独裁という独自な政治形態をとり、かつ共産党のみが唯一の合法政党とされている關係上、勢いその選挙運動は資本主義諸國のそれとは異なる性格を帯びる。ソ連の選挙運動の特色は、要するに

(4) 選挙運動の過程において共産党、労働組合機関を動員し、あるいは新聞、ラヂオを利用し、ソ

ヴィエト体制の優越性ないし党、政府の内外政策を一般國民に徹底させて、その政治意識の昂揚をはかる点にあるといわれる(本年もこのラインによつて、選挙運動が活潑に展開されたことは勿論である)。

(d) したがつて、選挙運動は個々の立候補者が自らこれを積極的に行うよなことはまずない。もつとも、本年スターイン首相は恒例に反し、何故か選挙演説を行わず、世人の耳目をひいたが、モロトフ、マレンコフ以下の要人はいずれも一應自己の選挙区に姿を現わし、一場の選挙演説を行なした。しかし右演説たるや、立候補の弁というよりむしろ選挙の機会をとらえて、党、政府の内外施策をせん明した感が深かつた。

(e) すなはち、モロトフは、「資本主義と共産主義の二つの体制は平和的に共存しうるものであり、ソ連はその大建設計画を維持することに強い関心を抱いている云々」と述べ、またマレンコフは、「ソ連政府は第三次大戦を防止するための一切の眞面目な提案に対しても、これに参加し、かつ積極的な役割を演する用意がある。ソ連は昨年米ソ英佛中國の五大國間で平和強化に関する協定を締結するよう提案したが、これが実現を妨害したのは米國である云々」など、一般的の関心をひいた。

(f) なおソ連の選挙上最も注目される点は、候補者を推薦する権利が専ら公共團体および労働者團体に対してのみ保障されていることである。このため、個人は個人の資格で自ら立候補することはできず、かくして現実には被推薦者の大多数は共産黨員が占め、非黨員は社会主義建設に貢献した

スターハーノフ式労働者、技師あるいは軍人といつた少數の者に限られることとなるわけである。本年は二月四日から十七日間全國一齊に候補者の推薦が行われ、その際スターイン、モロトフ、マレンコフ以下の諸要人は各地の多数團体から同時に推薦された。しかし立候補は選挙法上「一定選挙区」と定められているため、結局右三氏はいずれも前回同様モスクワ市内の選挙区から立候補した。

(2) 選挙の結果

中央選挙委員会の発表によれば、今次選挙における投票状況は次の通りとなつてゐる。なち括弧内は前回(一九四六年二月)の選挙における数字を示す。

選挙委員会に登録済の選挙人総数

一一一、一一六、三七三名

(一〇一、七一三、六八六名)

実際に投票に参加した者の総数

一一〇、九〇、〇一〇名、九九・九八・一セント

(一〇一、四五〇、九三六名、九九・七バーセント)

内訳

一、連邦會議

(1) 投票総数

(イ) 反対投票	(100,611,115)
(ウ) 投票総数	(100,603,567)
(エ) 反対投票	(306,382票)
(オ) 無効投票	(81,895票)
(カ) 無効投票	(1,619票)
	(28,414)

三、國際小麦理事会における日本の加入の延期

(イ) 三月十三日～十五日、ロンドンにおいて國際小麦會議第四回理事会が開かれ、昨年末より懸案となつてゐた日本及び西独の小麦協定加入問題が審議された。

昨年十一月二日、第二回理事会に日本は西独とともに正式に小麦協定参加を申請したが、執行委員

会の承認を要するため、理事会は本件を第三回理事会の討議に持越した。しかし第三回理事会（一月十二日～二十一日）においても日独の協定参加問題については決論を得ず、理事会は最長三十日を條件とする休会に入つたが、二月十七日に至り、第四回理事会は三月十三日に再開する旨発表されたものである。

(ウ) 当時の報道によると、両國に対する小麦輸入保証量は、西独五千五百万、日本四千四百万ブッシュルと予想されていた。これは小麦協定による從來の總供給量、年間四億五千ブッシュルに対して約二割に上るわけで、(日独が輸入量に相当する投票権を獲得することとなる)英國及びその他の輸入國中には、両國に対する輸入保証量が過大にすぎること、特にドル貨以外で購入出来る小麦に対する需要が両國の協定加入により競合状態におちいることを理由に、両國の加入については何らの條件を附することを主張していた。

又米、加、豪等主要輸出國間にも供給割当について若干意見の相違があると報じられていたが、濱州の態度については二月十六日濱州農商相マッキー・ウェンは、「濱州は、英連邦諸國が濱州小麦を優先的に入手出来るよう希望するものであり、濱州の受諾出来ない條件で日独の参加を認めることは反対する旨、小麦會議の濱州代表に訓令した」と言明し、本件については英國の立場を支持することを明かにした。これに対しても、日独の無條件協定加入を支持して來たアメリカは、カナダと両國の加入後の輸出割当等について意見の調整に努力した趣で、三月五日オーフタワ AFPによれば、會議の開催前、米農務長官プランは、加貿易商業相 C. D. ハウドオッタワにおいて会合し、日独の加入支持

を決定するとともに、両國の加入により新に附加される需要量一億ブッシュルに対し、カナダは五〇年一五年收穫より二千五百万ブッシュルの提供を約したと伝えられている。さらに同貿易商業相は、十三日下院において、日独の協定加入支持を明確し、「現在カナダが協定に基づき輸出を保証している数量二億三百八万二千ブッシュルは、両國の協定加入が許されば二億三千万ブッシュルに増加するだろう」と述べている。

(3) 十三日に開かれた理事会は、短時間の討議の後十五日まで休会することに決定した。十五日再会された理事会では、ドイツの加入は許可されたが、日本の加入については六月の理事会まで決定を延期することとされた。

その理由について現在のところ何等の発表はないが、日本が濱州から輸入する小麦の数量について他の英連邦諸國に意見の一致を見ることが出来なかつたためとも傳えられ又この際イギリスは日本の濱州小麦購入額を五百万ブッシュルに抑えるよう主張したとも傳えられている。

右會議の結果について十八日米農務省は、「如何なる一國に対しても、制限乃至拘束を課するような理事会の行動は、國際小麦協定の精神に反するものであり、このような事態において、この度理事会が日本の加入を許可することは出来なかつた。」と声明した。

なホーリッに対する輸入保証量は、従来の予想五千五百万ブッシュルを上回つた六千七百万ブッシュルと予想されている。この輸入保証量の輸出國に対する割当については報道がない。

2
 球を來る十一月からロンドンで開かれる国際小麥理
 事會に提出するルールは、同協定の規
 定下ではあるが、政府は、
 本希望がおきときは先づ理事会に申請して理
 事會が審認すれば、その後に正式な加入の手續
 をとることとなるのである。まだ加入の希
 望が叶へられると、本邦は、英國の貿易政策に
 依るが、かかる結果を前にして、外務省は、

「本協定に参加する際して何故事前に国会に諮詢
 しなかつたか」
 日本は、本協定に未だ加入せらない。政府は本協
 定に加入することがわが國大大に多額の外債の節
 節となり得るので、加入したいたいと思ふ。加入の希
 望は、外務省の意見を述べて、國會に諮詢する。

國際小麥協定加入に関する
 板野參議員(共産黨)の懇意に質問に対する
 答弁資料

三月廿六日 岐上大使より入ケ

經濟自立の爲の輸入食糧の地位と
國際小麥協定參加

我國は戰前朝鮮、臺灣より年々約二〇〇萬噸の米穀を移入して食糧
需給のバランスを取つて來た。戰後は斯る移入の杜絶と内地人口の
激増により食糧不足額は増加し現在では年額三〇〇萬噸の穀物輸入
を必要とするに至つた。この不足量は今日迄は主として米國の援助
資金による小麥輸入により補はれて來た事は周知の所である。

戰前の我國の主食は米穀が中心で小麥粉はその補助食乃至代用食的
色彩が強かつたが戰後食糧事情の前述の如き變化により小麥粉も主
食の重要な部分を占むるに至り食糧中に於ける小麥、小麥粉の地位は
頗る重要なとなつた。

更に食糧輸入の前途を豫想すると朝鮮、臺灣よりの米穀輸入は望み
得ず又南方米輸入も量的に制約があつて我國の食糧不足量全部を之
食の重要な部分を占むるに至り食糧中に於ける小麥、小麥粉の地位は
頗る重要なとなつた。

にて躊躇事は到底出來ず從つて輸入食糧の大部分は世界的商品たる
小麥に仰がざるを得ない。

「小麥の世界的荷動を量は年間二、五〇〇萬噸に達するが米のそれは二〇〇萬噸に過ぎない」

小麥は大輸出國たる米國、カナダ、澳洲、アルゼンチン等なり何れ
も船で我國に直送し得るし且その產地も北半球、南半球に適度に分
布されてゐる爲收穫期も一時に偏せず從つて年間を通じ適時に適所
より買付け得る利點がある。

政府の方針として傳えられる所によれば本年七月よりは内地米及び
輸入食糧のみを統制し他の穀物は統制を解除する由である。この
方策が成果を收める爲には政府が當時相當量の輸入食糧を保有し需
要に應じ何時にも拂下げ得るような体制を整えておく事が最低條件
として必要であり斯くする事によつてのみ政府は穀物及その製品

の價格操作を爲し得るのである。

この點より考へても國際價格にて當時買付の容易な小麥が輸入食糧の大部分を占めざるを得ない。現在食糧輸入の約七割を小麥が占めてゐるのは斯る事情を反映したものである。

然るに朝鮮動亂以來各國は食糧確保方策を講じつゝあり世界的相場及運賃の昂騰、加うるに我國外貨資金の漸減の事情を考慮すると食糧輸入の前途は無條件の樂觀を許し難い。茲に國際小麥協定への参加が問題となる。

我國は一九四九年小麥協定成立以來參加を希望し來つた。唯當時は食糧輸入の大部分が米國の援助資金で賄はれた關係上協定參加による利點は比較的僅少であつた。昨年來所謂「コマーシャル・ファンド」による買付が漸次増加し且米國援助資金も遠からず打切られる事を考へると此際是非國際小麥協定に參加し最低一〇〇萬噸程度の得るのである。

小麥は協定分として確保する事が望ましいと思はれる。この目的達成には米國の支援にまたねばならない。

協定參加の際に依り協定規定の最高價格たる一ツシエル、一弗八〇仙にて買付けても尙現在の國際相場より約二割安値である故協定買付分一〇〇萬噸としても一ヶ年約二千萬兌の對外支拂を節約しえるのである。

附表

年	穀物輸入量 六千萬噸	内、米國よりの 穀物輸入量		(米 國 製 物 輸 入 額 に 對 する 割 合)
		穀物輸入量	内、米國よりの 穀物輸入量	
昭二二年	一四〇〇	六七六六	一三三八	九一%
昭二三年	一九〇〇	一四九四	一〇八一	九一%
昭二四年	一八〇〇	八六〇四	七四七八	九一%
昭二五年	一〇三六	七九八五	八八二五	四〇%

米國よりの穀物輸入量

年	米國よりの穀物輸入量 百萬噸	米國よりの穀物輸入に對する割合
昭二二年	一七〇〇	三五%
昭二三年	一九〇〇	三六%
昭二四年	一四九四	三一%
昭二五年	一〇三六	二四%

米國對日援助費

年	米國對日援助費 百萬美元
一九二〇	四六二
一九二一	五〇四
一九二二	二五三
一九二三	一五〇

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0140

0292